

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月25日
【事業年度】	第73期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	文化シャッター株式会社
【英訳名】	Bunka Shutter Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員社長 潮崎 敏彦
【本店の所在の場所】	東京都文京区西片一丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 西村 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区西片一丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 西村 浩一
【縦覧に供する場所】	文化シャッター株式会社西日本事業本部 （大阪府大阪市中央区南船場二丁目11番26号） 文化シャッター株式会社御着工場 （兵庫県姫路市御国野町御着字深見187番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）第73期有価証券報告書より、日付の表示を和暦から西暦に変更している。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	128,650	143,180	145,855	155,515	174,661
経常利益 (百万円)	10,045	10,524	8,463	7,681	10,801
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,492	6,349	5,967	3,195	7,294
包括利益 (百万円)	7,915	4,755	7,641	4,701	5,271
純資産額 (百万円)	57,328	60,721	66,929	70,195	74,179
総資産額 (百万円)	118,056	130,098	139,660	153,778	162,085
1株当たり純資産額 (円)	799.62	846.95	933.54	979.11	1,032.44
1株当たり当期純利益 (円)	90.55	88.56	83.24	44.57	101.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	94.81
自己資本比率 (%)	48.56	46.67	47.92	45.65	45.67
自己資本利益率 (%)	12.04	10.76	9.35	4.66	10.12
株価収益率 (倍)	10.98	10.44	10.33	23.18	7.88
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,954	6,919	7,979	5,990	11,473
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,724	11,697	9,435	12,782	4,450
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,525	1,692	1,825	4,311	2,756
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	23,582	20,522	20,860	18,377	22,620
従業員数 (人)	3,518	3,805	4,012	4,478	4,639
[外、平均臨時雇用者数]	[932]	[976]	[1,031]	[1,115]	[1,169]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていない。

2. 第69期、第70期、第71期、第72期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっている。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	105,925	111,863	112,930	114,215	118,133
経常利益 (百万円)	8,486	8,415	6,474	6,123	7,519
当期純利益 (百万円)	5,537	5,433	5,133	3,009	5,614
資本金 (百万円)	15,051	15,051	15,051	15,051	15,051
発行済株式総数 (株)	72,196,487	72,196,487	72,196,487	72,196,487	72,196,487
純資産額 (百万円)	46,641	50,832	55,402	58,214	61,367
総資産額 (百万円)	97,143	106,391	112,444	122,524	128,166
1株当たり純資産額 (円)	650.34	708.79	772.51	811.72	855.70
1株当たり配当額 (円)	17.00	20.00	20.00	20.00	25.00
(内1株当たり中間配当額)	(8.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	77.21	75.76	71.58	41.97	78.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	72.96
自己資本比率 (%)	48.01	47.78	49.27	47.51	47.88
自己資本利益率 (%)	12.54	11.15	9.66	5.30	9.39
株価収益率 (倍)	12.87	12.21	12.01	24.61	10.24
配当性向 (%)	22.02	26.40	27.94	47.65	31.93
従業員数 (人)	1,807	1,879	1,916	1,953	1,947
[外、平均臨時雇用者数]	[595]	[622]	[648]	[682]	[677]
株主総利回り (%)	159.7	152.0	144.9	175.4	142.8
(比較指標: 配当込み TOPIX)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	1,068	1,180	981	1,166	1,200
最低株価 (円)	579	797	670	781	643

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていない。

2. 第69期の1株当たり配当額には、創立60周年記念配当1円を含んでいる。

3. 第69期、第70期、第71期、第72期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものである。

## 2【沿革】

年月	沿革
1955年4月	東京都台東区浅草桂町17番地に日本文化鉄扉株式会社を設立し、資本金2百万円を以て営業開始。尚東京都板橋区志村に東京工場を設置（1983年2月生産中止、小山工場へ統合）
1955年8月	商号を日本文化シャッター株式会社と変更
1959年4月	鋼製雨戸「テッター」の発売開始
1959年10月	電動式シャッター「オートシャッター」の発売開始
1960年6月	本社を東京都板橋区志村に移転
1964年7月	小牧市字文津に名古屋工場を設置
1964年8月	東京都中央区銀座の日本文化シャッター株式会社（1951年4月東京都中央区銀座に資本金0.3百万円で白亜建設株式会社を設立、1964年1月商号を日本文化シャッター株式会社と変更）に吸収合併、株式額面を変更
1965年4月	姫路市御国野町に御着工場を移転設置
1966年4月	秋田市川尻大川反に秋田工場を設置
1967年10月	千歳市北信濃工業団地に千歳工場を移転設置
1968年4月	住宅用シャッター「ミニシャッター」の発売開始
1968年7月	小山市大字上石塚に小山工場を設置
1969年3月	文化シャッターサービス株式会社（現・連結子会社）を設立
1970年3月	姫路市宮西町の日本文化シャッター株式会社と対等合併を行い、商号を文化シャッター株式会社と変更
1970年7月	岩沼市下野郷に仙台工場を設置
1971年11月	姫路市四郷町に姫路工場を移転設置
1972年6月	北海道支社を北海道文化シャッター株式会社として分割、資本金を50百万円（全額出資）とし、本社を札幌市白石区に設置
1973年11月	東京証券取引所市場第二部に上場
1974年2月	福岡県朝倉郡夜須町に福岡工場を移転設置
1978年10月	B X 新生精機株式会社（旧社名：新生精機株式会社、現・連結子会社）の株式取得
1980年4月	ガラスシャッター「パネルック」の発売開始
1980年9月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
1984年4月	テンパル部を分割しB X テンパル株式会社（旧社名：株式会社テンパル、現・連結子会社）を設立
1985年4月	アルミシャッター「リガード」の発売開始
1989年5月	カード式無線装置「セレカード」の発売開始
1990年10月	北海道文化シャッター株式会社を吸収合併
1992年10月	掛川市淡陽に掛川工場を設置
1994年2月	軽量電動シャッター「モートR」の発売開始
1997年5月	掛川工場第二工場棟完成
1998年7月	掛川工場において「ISO9002」を取得
1999年2月	高速シートシャッター「エア・キーパー大間迅」の発売開始
1999年7月	御着工場、姫路工場において「ISO9002」を取得
1999年10月	小山工場、ビル建特販支社において「ISO9002」を取得
2000年11月	志村ショッピングセンター営業開始（旧東京工場跡地再開発）
2001年4月	小山工場において「ISO14001」を取得
2001年11月	本社登記を東京都板橋区板橋へ変更、本社事務所を東京都豊島区東池袋に移転
2002年4月	エレベーター前遮煙防火引き戸「セレカームシステム」の発売開始
2002年5月	B X ティアール株式会社（旧社名：ティアール建材株式会社、現・連結子会社）の株式取得
2004年7月	東京都文京区西片に東京地区拠点統合ビル（B X ビル）が完成、本社登記を東京都文京区西片へ変更
2005年12月	B X ゆとりフォーム株式会社（旧社名：ゆとりフォーム株式会社、現・連結子会社）を設立
2008年7月	栃木県小山市に試験・検証施設「ライフイン環境防災研究所（旧：ライフインセンター）」を設置
2009年3月	不二サッシ株式会社と資本および業務提携に関する基本合意書を締結し、同社の第2種優先株式1,500,000株を取得（当該優先株式を2009年4月1日付で普通株式に転換し、同日付で不二サッシ株式会社は当社の持分法適用関連会社となる）
2010年3月	BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.（旧社名：BUNKA-VIETNAM Co.,Ltd.、現・連結子会社）ベトナム工場竣工
2011年1月	志村ショッピングセンター譲渡
2013年12月	BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd.を設立（2017年9月解散）
2015年4月	B X 西山鉄網株式会社（旧社名：有限会社西山鉄網製作所、現・連結子会社）の株式取得
2016年10月	B X カネシン株式会社（旧社名：株式会社ワイエスホールディングス、現・連結子会社）の株式取得
2018年3月	BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD（旧社名：ArcPac Garage Doors Pty Ltd、現・連結子会社）の株式取得

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社26社及び関連会社4社で構成され、シャッター、住宅用建材及びビル用建材の製造販売とその保守点検・修理、住宅リフォームを主な事業内容としている。

当社グループの事業に係る位置付け及びセグメントとの関連は、次の通りである。

なお、次の5部門は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメント情報の区分と同一である。

シャッター関連製品事業.....当社が製造販売するほか、連結子会社B X テンパル株式会社、連結子会社BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.、連結子会社BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDにおいても製造販売している。開閉機等の部品は連結子会社B X 新生精機株式会社が製造販売し、当社及び連結子会社B X テンパル株式会社が仕入れて販売している。連結子会社B X 沖縄文化シャッター株式会社、関連会社文化シャッター秋田販売株式会社、関連会社文化シャッター高岡販売株式会社及び不二サッシ株式会社グループは当社から一部商製品を仕入れて販売している。

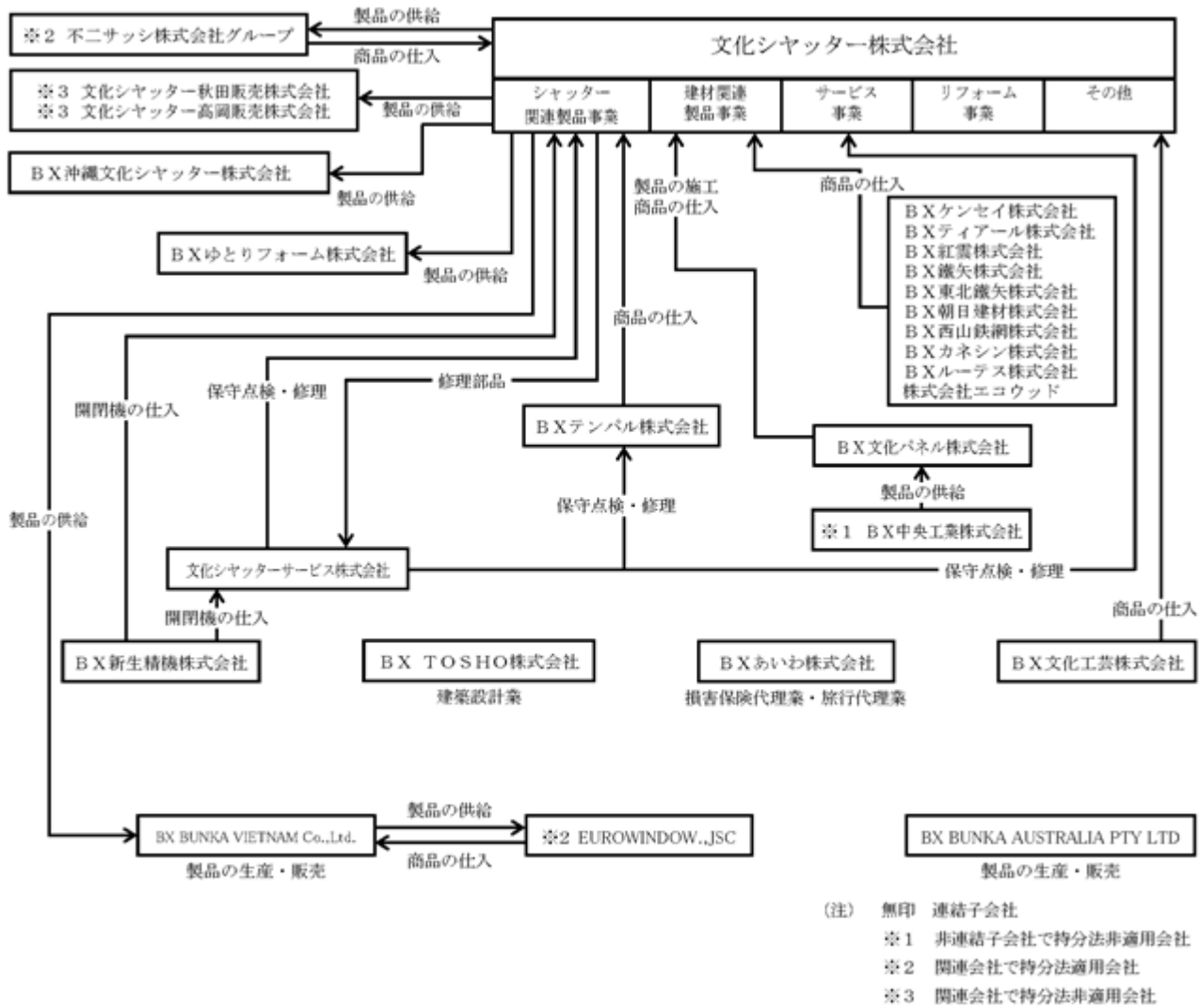
建材関連製品事業.....住宅用建材は当社が製造販売するほか、連結子会社B X 西山鉄網株式会社、連結子会社B X カネシン株式会社、連結子会社株式会社エコウッド、関連会社不二サッシ株式会社グループが製造販売しており、一部は当社で仕入れて販売している。ビル用建材は当社、連結子会社B X ルーテス株式会社、連結子会社BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.、関連会社不二サッシ株式会社グループ及びEUROWINDOW, JSC. が製造販売するほか、連結子会社B X ケンセイ株式会社、連結子会社B X ティアール株式会社、連結子会社B X 紅雲株式会社、連結子会社B X 鐵矢株式会社、連結子会社B X 東北鐵矢株式会社、連結子会社B X 朝日建材株式会社、連結子会社B X 文化パネル株式会社、非連結子会社B X 中央工業株式会社が製造しており、一部は当社で仕入れて販売している。また、連結子会社B X 文化パネル株式会社はパーティションの施工を行っている。

サービス事業.....当社及び連結子会社文化シャッターサービス株式会社が商製品販売後の保守点検・修理を行っている。

リフォーム事業.....当社の一部門及び連結子会社B X ゆとりリフォーム株式会社が住宅リフォームを行っている。

その他.....当社の一部門が太陽光発電システム事業、止水事業、不動産賃貸事業を行っている。また、連結子会社B X 文化工芸株式会社が注文家具の製造販売、連結子会社B X あいわ株式会社が損害保険代理業及び旅行代理業、連結子会社B X T O S H O株式会社が建築設計業を行っている。

当社グループの事業の系統図は、次の通りである。



- (注) 1. 2018年4月2日にスチールドアの製造販売を行うルーテス株式会社の株式を取得したことにより、ルーテス株式会社は当社の連結子会社となった。なお、ルーテス株式会社は、同日付でBXルーテス株式会社に社名を変更している。
2. 2018年9月19日に持分法非適用関連会社であった株式会社エコウッドの株式を追加取得したことにより、株式会社エコウッドは当社の連結子会社となった。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
B X 新生精機(株)	兵庫県 加西市	200	シャッター開閉機等各種減速機の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社よりシャッターの開閉機等を購入しており、材料の有償支給を行っている。
B X テンパル(株)	東京都 豊島区	30	店舗テント等の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社よりテントを購入しており、材料の有償支給を行っている。
文化シャッターサービス(株) (注)4	東京都 豊島区	110	シャッター等の販売、保守点検及び修理	100	営業上の取引 当社は同社へ保守、修理を委託している。
B X 文化工芸(株)	東京都 文京区	10	注文家具の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社より注文家具等を購入している。
B X あいわ(株)	東京都 豊島区	10	損害保険代理業及び旅行代理業	100	
B X 沖縄文化シャッター(株)	沖縄県 豊見城市	93	シャッター等の製造販売及び施工	100	営業上の取引 当社製品を主に沖縄県内を中心に販売している。
B X ケンセイ(株)	大分県 杵築市	50	スチールドア等の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社よりスチールドア等を購入している。
B X 文化パネル(株)	大阪府 吹田市	20	パーティション等の販売及び施工	100	営業上の取引 当社は同社よりパーティション等を購入している。
B X ティアール(株)	埼玉県 上尾市	190	戸建て住宅、マンション等の玄関用スチールドア・パーティション等の製造販売	100	(イ) 設備の賃貸借 当社は同社へ当社所有の土地建物を賃貸している。 (ロ) 営業上の取引 当社は同社より玄関用スチールドア及びパーティション等を購入している。
B X ゆとりフォーム(株)	東京都 豊島区	90	リフォーム事業	100	営業上の取引 当社は同社へシャッター等を販売している。
B X 紅雲(株)	愛知県 犬山市	80	ステンレス建材等の製造販売	100	(イ) 設備の賃貸借 当社は同社へ当社所有の土地建物を賃貸している。 (ロ) 営業上の取引 当社は同社よりステンレス建材等を購入している。
B X 鐵矢(株)	東京都 文京区	60	スチールドア等の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社よりスチールドア等を購入している。
B X 東北鐵矢(株)	山形県 鶴岡市	47	スチールドア等の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社よりスチールドア等を購入している。
B X 朝日建材(株)	徳島県 美馬郡 つるぎ町	90	スチールドア等の製造販売	100	(イ) 設備の賃貸借 当社は同社へ当社所有の土地建物を賃貸している。 (ロ) 営業上の取引 当社は同社よりスチールドア等を購入している。
B X 西山鉄網(株)	東京都 葛飾区	10	建築材料の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社より建築材料等を購入している。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
B X カネシン(株)	東京都葛飾区	80	建築金物の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社より建築金物等を購入している。
B X TOSH O(株)	神奈川県横浜市港北区	15	建築設計業	100 (100)	
B X ルーテス(株)	大阪府松原市	16	スチールドア等の製造販売	100	営業上の取引 当社は同社よりスチールドア等を購入している。
(株)エコウッド	福岡県北九州市若松区	300	木材・プラスチック再生複合材の製造販売	70	営業上の取引 当社は同社より木材・プラスチック再生複合材等を購入している。
BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム社会主義共和国フイエーン省	543	シャッター・ドア等の製造販売	100	
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD (注) 1	オーストラリア連邦クイーンズランド州	千AUD 110,726	ガレージドアの製造販売	100	
Steel-Line Garage Doors Australia Pty Ltd	オーストラリア連邦クイーンズランド州	千AUD 1,583	ガレージドアの製造販売	100 (100)	資金の援助 当社は同社へ資金の貸付を行っている。
その他3社					
(持分法適用関連会社)					
不二サッシ(株) (注) 2	神奈川県川崎市幸区	1,709	ビル建材品・住宅建材品・アルミ型材の製造及び販売	23.5	営業上の取引 当社は同社よりサッシ等を購入しており、スチールドア等を販売している。
EUROWINDOW, JSC.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市	百万VND 759,687	樹脂サッシ・アルミサッシ・ドア等の製造販売	29.8	

(注) 1. 特定子会社に該当している。

2. 有価証券報告書を提出している。

3. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数である。

4. 文化シャッターサービス(株)については、売上高(連結会社間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えている。

主要な損益情報等	(1) 売上高	24,693百万円
	(2) 経常利益	3,596百万円
	(3) 当期純利益	2,480百万円
	(4) 純資産額	7,412百万円
	(5) 総資産額	15,662百万円



## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
シャッター関連製品事業	2,013 (568)
建材関連製品事業	1,344 (418)
サービス事業	897 (87)
リフォーム事業	209 (46)
報告セグメント計	4,463 (1,119)
その他	94 (35)
全社(共通)	82 (15)
合計	4,639 (1,169)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。)は、( )内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものである。

### (2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,947(677)	43.4	17.6	6,430,458

セグメントの名称	従業員数(人)
シャッター関連製品事業	1,298 (453)
建材関連製品事業	546 (192)
サービス事業	5 (-)
リフォーム事業	1 (13)
報告セグメント計	1,850 (658)
その他	15 (4)
全社(共通)	82 (15)
合計	1,947 (677)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。)は、( )内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 平均年間給与は、基本給に所定内外手当及び賞与を含めている。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものである。

### (3) 労働組合の状況

名称

文化シャッター労働組合連合会

組合員数

68人

所属上部団体名

日本金属製造情報通信労働組合

労使関係

労使相互の立場を尊重し相協力して経営の秩序を確立し、労働条件の改善向上並びに従業員の経済的地位の向上と企業の健全な発展を目指しており、労使関係は円滑である。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

#### (1)会社の経営の基本方針

当社グループは、2016年度より5カ年を見据えた中期経営計画のもと、「進化する快適環境ソリューショングループ」を基本テーマに、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」とそれらの「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現すべく様々な課題に取り組んでいる。

4年目となる2019年度は、年度方針に“ To the next stage : 「技術力」「施工力」の進化 ”を掲げ、「技術力」と「施工力」のさらなる強化拡充を図ることで、収益力の向上につなげていく。

#### (2)目標とする経営指標

当社グループは、企業価値の向上をめざし、売上高・営業利益率の向上に努めていく。

#### (3)中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く市場環境は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連施設等の施工がピークを迎えるとともに、大都市圏における再開発プロジェクトやインターネット通販の拡大に伴う大都市圏近郊の大型物流倉庫など、旺盛な建設需要を背景に底堅く推移するものと思われる。

このような状況のもと、当社グループでは、2016年度から2020年度までの5カ年における中期経営計画を推し進めており、「進化する快適環境ソリューショングループ」の実現をめざし、計画達成に向けて事業領域の拡大による企業価値向上に取り組んでいる。

当社グループの主力事業である重量シャッターや軽量シャッター等の「シャッター関連製品事業」及びスチールドアや引き戸、パーティション等の「建材関連製品事業」を「基幹事業」として、また、ポスト2020を見据え、今後の当社グループの発展を担う事業を「注力事業」として、それぞれ位置付け、お客様の要望や用途に応じた的確な提案を行うコンサルティングセールスを実践するとともに、新しい価値創造やビジネスモデルの構築も積極的に推し進めている。

中期経営計画の4年目にあたる2019年度は、“ To the next stage : 「技術力」「施工力」の進化 ”を経営方針として掲げ、大きな社会変化が急速に広まる時代において、多様な価値観が共存する生活様式に対応できる「コンサルティング力」を駆使し、収益の拡大を図るため、全業務分野における「技術力」の強化に取り組んでいく。

海外事業においては、これまでベトナムを中心に東南アジアを内需と捉えて事業を展開してきたが、2018年3月にBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD（オーストラリア連邦クイーンズランド州）を設立し、その事業領域をオーストラリアにまで広げ、ベトナム及びオーストラリア市場を中心として、さらなるグローバル化を積極的に推し進めていく。

#### (多様な働き方の支援)

当社グループでは、全従業員が働きがいを持って業務に従事できるよう、多様な働き方を支援する取り組みを推し進めている。「労働時間の見える化」をはじめとした労務管理の徹底による長時間労働の抑制やシフト勤務等をはじめとした柔軟な働き方を支援する制度の導入、育児や介護をしながら勤務を継続できるような育児両立支援制度の拡充等、従業員が活躍できる職場環境づくりを推し進めるとともに、業務に対するモチベーションを高めることで、さらなる生産性の向上につながるような意識改革を推進していく。

#### (CSRへの取り組み)

当社グループでは、事業活動の原点である社是（誠実・努力・奉仕）をはじめとして、企業活動における行動指針である経営理念や、2007年に制定した「CSR憲章」を常に意識して事業活動を推し進めている。

また、当社グループは全ての法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を構築することであると強く認識している。

地球規模で深刻化する環境問題に対しては「グループ環境方針」に則り、事業活動におけるエネルギー使用の合理化及び電気需要の平準化並びに廃棄物の削減に取り組んでいる。全工場においてエネルギー原単位の削減に取り組むとともに、廃棄物の3Rによるゼロエミッションを継続的に推し進めている。

今後は、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるESG（環境、社会、ガバナンス）及び国連が掲げる全世界共通の課題や目標である「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」を踏まえつつ、当社グループのCSR活動をさらに推し進めていく。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいり所存である。

#### (4)株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかしながら、その一方で対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行するなど、濫用目的によるものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくない。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えて頂いているステークホルダーの皆様との信頼関係を構築し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えている。

したがって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えている。

#### 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、1955年（昭和30年）の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供してきた。また「安心」「安全」「快適環境」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでいる。

#### 社是

誠実 誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力 努力とは創造する行為の持続力である。

奉仕 奉仕とは自分の行為、行動で相手のお役に立つこと。

相手の立場に立った思いやりの心であり、いたわりの精神である。

#### 経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します。

私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します。

私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します。

当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆けとなる製品やサービスを次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」というブランドをはじめとして、人的資源を含む有形無形の経営資源、そして株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域関係者の皆様等のステークホルダーの皆様との関係にある。

当社は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的かつ継続的に投資して頂くため、上記の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施している。

これらの取り組みにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係を一層強固なものにし、継続的な企業価値の向上をめざしていく。

これらの取り組みは、先述した当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上すべく十分に検討されたものである。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもない。

## 1. 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2006年度から2015年度において、お客様に「安心」「安全」を提供できる『快適環境のソリューショングループ』をめざすという長期ビジョンを掲げ、3つの中期経営計画から構成される長期経営計画に取り組んだ。

2006年度から2008年度までの第一次中期経営計画においては、“メーカー原点への回帰”の基本テーマのもと、あらゆるムダの排除や作業のスピード化を通じた企業コストの削減、商品開発スピード及び品質の向上を通じた新提案商品及び高付加価値商品の提供、お客様の快適環境を実現するための適時的確な提案による売上拡大を3つの柱として、その全てにおいて「品質の向上」「スピードの追求」「コストの削減」を推し進めた。

2009年度から2011年度までの第二次中期経営計画においては、“事業領域の拡大”の基本テーマのもと、「売上の質の拡充と利益の創出」「企業コストの削減」「基盤強化」を基本方針として、積極的な事業投資をすることで企業価値の向上に取り組んだ。

これらに続いて、2012年度は「企業力の向上」を基本テーマに、長期経営計画の総仕上げとなる第三次中期経営計画への体制整備を行う期間と捉え、利益率向上へ向けてグループ一丸となった取り組みを行った。

2013年度から2015年度までの第三次中期経営計画においては“快適環境のソリューショングループ”の基本テーマのもと、販売力、設計施工力及び協業力を強化する「営業力革新」、革新的な「原価低減」及び生産基盤の再構築を推し進める「生産力革新」、「エコ」と「防災」をキーワードとした高付加価値商品の開発や既存領域にとらわれない新商品、新事業の企画開発を図る「商品力革新」、新たに2社を加え17社体制となった当社グループのシナジー最大化を実現する「組織力革新」、そして、これらの革新を推し進めるうえで必須となる人材の育成やさらなるコンプライアンス体制の拡充を図る「経営基盤革新」の5本柱を軸に、長期経営計画達成に取り組んだ。

そして2016年度からは、前年度に終了した10年の長期経営計画を継承する5カ年の新中期経営計画をスタートさせている。

新たな中期経営計画においては、『進化する快適環境ソリューショングループ』の経営ビジョンのもと、これまで経営計画を推し進めることで培ってきたグループとしての総合力を駆使してグループ一丸となって事業領域の拡大による企業価値の向上に取り組んでいる。

具体的には、当社グループがこれまで手掛けてきたシャッターやドア等のビル用建材、住宅用建材の製造、販売、施工等を「基幹事業」と位置付け、社員一人ひとりがより高度な専門知識と幅広い見識や経験によって、お客様のより高度な課題を解決するための提案力を身につけたコンサルティング集団を形成し、持続的な進化をめざしていく。

一方で、2020年度以降の当社グループの将来を見据え、“エコ”と“防災”をキーワードに多彩なものづくりやソリューションを提供する「エコ・防災事業」をはじめとして、国内での新設市場が縮小傾向にある状況下において、建て替えや取り替え需要を確実に取り込むためにビルのリニューアルや住宅リフォームを手掛ける「ロングライフ事業」、国内において培ったノウハウを武器に、特にASEAN市場やオーストラリアにおいて積極的な事業展開を推し進める「海外事業」、改正建築基準法の施行に伴い、防火シャッター等の定期点検報告が義務化されたことに対応するための「メンテナンス事業」、当社グループがこれまでに培ってきた技術力を駆使し、大型の建材等の特殊仕様製品に的確に対応する「特殊建材事業」を「注力事業」と位置付け、新たな事業の柱へと成長させるための取り組みを推し進めている。

また、既存事業領域にとらわれない新商品・サービスの開発や新事業の創出、M&Aにも積極的に取り組むことで、当社グループの持続的な成長に向けた体制整備、強化を図っていく。

## 2. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進

当社では、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えている。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強化及び公平性を保つことも重要であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んでいる。

経営の体制としては、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行し、取締役会の議決権を保有する4人の監査等委員である取締役で構成される監査等委員会が取締役の業務執行状況を監査・監督する体制を整備することで、さらなる適法性、透明性の確保を図っている。

内部統制システムについては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの全役職員が効率性、公正性、法令遵守、資産の保全を全業務の中で達成する取り組みを行っている。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすことが企業価値の持続的な向上に必須であると考え、「CSR憲章」「CSR行動指針」のもと、全役職員による、お客様満足の追求、安全への配慮、環境への配慮、誠実な企業経営、社会への貢献等を通じてステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるため、業務担当役員を委員長とするCSR委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の一層の強化、環境問題への取り組みとともに地域社会への取り組み等も推し進めている。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（以下「本プラン」という。）

## 1．企業価値の向上及び株主共同の利益の実現

### （1）企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上の通り、当社においては、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存であるが、近年の資本市場においては、株主の皆様に必要な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付を強行するといった動きも見受けられないわけではない。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考える。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できない。

また、当社は、前述の通り、永年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーの皆様との良好な関係を継続することが、当社の企業価値を中長期的に向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信している。当社株式の大量買付者（下記2.(2) で定義）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになる。

### （2）本プラン導入の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引頂いている。したがって、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものである。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断して頂き、提案に応じるか否かを決定して頂くためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考え。また、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えているので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきである。

当社は、このような考え方に立ち、以下の通り本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めている。

## 2．本プランの内容

### （1）本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続にしたがうことを要請するとともに、かかる手続にしたがわない大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として原則、新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものである。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置が用いられることもある。

本プランにしたがって割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という。）には、大量買付者及びその関係者による行為を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されている。

本新株予約権の無償割り当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性がある。

(2) 本プランの発動に係る手続

対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- ・ 当社の株式の保有者が保有する当社の株式に係る株式保有割合の合計
- ・ 当社の株式の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株式及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株式に係る株式所有割合の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」という。）による当社株式の買付けその他の有償の譲受け又はその提案とする（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除く。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」という。）。

大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出して頂く。なお、買付提案書には、登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付して頂く。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記2.(2) 参照）に提供するものとする。大量買付者から提供して頂いた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供して頂く。かかる追加情報提供の請求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10日以内に行うこととする。

- ・ 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含む。）
- ・ 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株式の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株式の取引状況
- ・ 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株式の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株式の大量保有状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味する。以下別段の定めがない限り同じとする。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含む。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂く。）、方法及び内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株式の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含む。）
- ・ 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含む。）
- ・ 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含む。）
- ・ 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）
- ・ 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ・ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ・ その他当社取締役会が合理的に必要とする情報

なお、大量買付行為があった場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様の開示する。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、適時かつ適切に株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行う。

#### 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含む。）、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則にしたがって適時かつ適切に行う。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」という。）に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、下記に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもある。

大量買付者は、下記に定める場合を除き、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとする。

#### 独立委員会の設置

本プランに定めるルールにしたがって一連の手続が進行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行うが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとする。独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験ある社外者等の中から選任されるものとする。本プラン継続時における独立委員会の委員には、小林明彦氏及び藤田昇三氏、阿部和史氏の合計3名が就任している。なお、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行う。

#### 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとする。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等（当社が費用を負担することとする。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行う。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとする。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外取締役全員を含む当社監査等委員会の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとする。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行う。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとする。

#### 対抗措置の発動の条件

・大量買付者が本プランに定める手続にしたがわずに大量買付行為を行う場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続にしたがわなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとする。

・大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行う場合

大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じない。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなる。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行って又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがある。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考える。

- (a) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (b) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (c) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
- (d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
- (e) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (f) 最初の買付けで全株式の買付けの申し込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行うなど、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (i) 前各号のほか、以下のいずれをも満たす買収である場合
  - a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値及び株主共同の利益の毀損を回避することができないか又はそのおそれがあると判断される買収

#### 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の実施又は不実施に関する決定を行う。当社取締役会は、対抗措置の実施又は不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定にかかる通知を「不実施決定通知」という。）し、株主の皆様に対する情報開示を行う。大量買付者は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となる。

#### 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は、中止に関する決定を行うことができる。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行う。

#### (3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、本新株予約権の無償割当てを行う。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における、最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられる。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対して当社普通株式1株が交付される。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとする。



また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができる。なお、当社は一定の条件のもと本新株予約権全部を無償で取得することも可能である。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要である。

上記(1)記載の通り、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがある。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行う。

なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大量買付者に対しては新株予約権の取得の対価又は譲受けの対価その他名目の如何を問わず、金銭等の交付その他の経済的対価による補償を行わないものとする。

#### (4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会の終結の時から2020年6月開催予定の2020年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとする。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、第71期定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得たうえで、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合がある。

なお、本プランは2019年5月15日現在施行されている法令の規定を前提としているので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨にしたがい、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとする。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表する。

また、2020年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容については、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させて頂く予定である。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われないので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはない。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられるので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じない。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになる。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがある。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じるが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じない。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がある。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されるが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していない。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点に留意する必要がある。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付する。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることになる。

当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得する。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付する。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の文言を含む当社所定の書式による書面をご提出していただくことがある。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細については、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知する。

本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えている。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致したものである。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえている。

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記記載の通り、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものである。

### 3．株主意思を重視するものであること

本プランは、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会決議に基づいて導入されたものである。また、本プランの有効期間は、第71期定時株主総会の終結の時から2020年6月開催予定の2020年3月期に関する第74期定時株主総会の終結の時までとなっているが、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっている。

### 4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記 2.(2) に記載の通り、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置している。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されている。

### 5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 2.(2)に記載の通り、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

### 6．第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記 2.(2) 及び 2.(2) に記載の通り、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされている。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されている。

### 7．当社取締役の任期は原則1年であること

当社は、監査等委員会設置会社であり、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年である。したがって、毎年取締役選任議案への賛否を通じて、本プランについて株主の皆様のご意向を反映させることが可能である。

### 8．デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2.(4)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではない。

また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、あわせて、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもない。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。当社グループでは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存である。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

### 地震やその他の自然災害等による製品出荷と緊急の修理対応への影響

当社グループは、全国に販売、製造、修理点検を行うサービス拠点を配置しており、その中には地震発生率が世界の標準より高い地域もある。今後、そうした地域で災害が発生した場合、その被害を最小に食い止める体制を敷いていたとしても、完全に防御できる保証はない。

今後の仮説として、首都圏直下、東海地方、南海トラフ等における巨大地震や想定外の自然災害等が発生した場合、当該地区に設置する各生産、販売、サービス拠点において、製品の供給体制の複数化や販売・管理・修理拠点の統合化などの対策は進めているが、製品の生産能力低下や出荷及び供給、既設製品の故障等に伴う緊急の修理対応が遅延することは避けられず、顧客への対応に支障を来し、売上の低下を招く可能性がある。さらに、当該地区の拠点到被害があった場合、その修復または代替のために多大な費用が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

### 資材等の調達

当社グループは、鋼材（鋼板・ステンレス等）を主たる原材料とする事業（シャッター関連製品事業、建材関連製品事業）が売上高の大部分を占めている。現在、これらの製造に必要な鋼材を複数の会社から購入しているが、市況や円安の影響により鉄鋼原料や原料炭等の価格が上昇した場合、鋼材の価格についてもその影響が及び、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

### 製品の性能保持や安全対策

当社グループは、防火シャッターや防火ドアなど防災対応の製品を各種取り扱っており、これらの製品は火災発生時など緊急の際に性能が発揮されなければならない。そのためには保守点検が重要な要素となるため、任意での保守点検契約の促進を進めている中で、2014年6月に建築基準法の一部が改正され、2016年6月より防火設備の定期検査・報告制度が導入されることになった。同制度は2019年5月で3年間の経過措置が終了し、6月より1年以内ごとの定期検査と報告が本格的にスタートするが、この経過措置内に対象となる全ての防火設備の検査が完了していないのが現状である。また、検査対象となる建築物は国が一律に定めた以外に、地方自治体が地域の実績に応じた指定を行うため、全ての建築物に設置された防火設備が検査報告の対象にならないことから、保守点検契約が一挙に進むものではない。これらのことは、火災発生時における安全性の担保への潜在的なリスクとなっている。

さらに、建物の大型開口部に設置される重量シャッター等に関しては、特に安全性に関する厳密な性能が要求される。重量シャッター等には障害物感知装置など安全性を高める装置を標準装備しているが、これらの装備によっても、地震等の不測事態の発生や製品自体の経年劣化、構造躯体の劣化、保守点検の未実施等により、万一の事故の発生を防げるとまでは言い切れない。重量があり、可動する開口部製品を取り扱う当社グループにおいては、施工後のメンテナンスまで含めて一貫した責任体制を敷いているが、万一、重大事故が発生した場合、当社グループのブランドイメージが損なわれ、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

### 新設住宅着工戸数と非住宅着工床面積低迷の影響

当社グループの先行指標となる新設住宅着工戸数と非住宅着工床面積について、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックや復興需要等が押し上げ要因となり、非住宅着工床面積は回復基調で推移するものと見込まれるが、今後の新設住宅着工戸数は低水準で推移するものと予想される。

当社グループは、戸建て住宅・集合住宅向けにガレージシャッターや窓シャッター、玄関ドアの他、基礎鉄筋及び木造接合金物から鉄骨階段などを取り扱っており、今後も新設住宅着工数が低迷し、その傾向が長期化した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

### 企業買収及び他社との業務提携

当社グループは、経営の効率化と競争力強化のため、企業買収及び他社との業務提携による事業の拡大を行うことがある。企業買収及び他社との業務提携後において、市場環境変化等の理由により、当初期待した成果をあげられない場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 業績の季節的変動

当社グループにおけるシャッター関連製品事業及び建材関連製品事業については、年度末に完成引渡しが集中する傾向にあり、適切または十分な人員を確保できなかった場合に、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### コンプライアンスリスク

当社グループは、各種法令諸規則が遵守されるよう、すべての役員及び社員に対するコンプライアンスの徹底を図っているが、万一、各種法令諸規則に抵触する行為が発生し、コンプライアンス上の問題に直面した場合には、監督官庁等からの処分、訴訟の提起、社会的信用の失墜等により当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性がある。

#### 海外事業展開に伴う影響

当社グループは現在、ベトナム、インドネシアを中心とする東南アジア諸国と、オーストラリアにおいて事業を展開しているが、現地の政情及び経済情勢の急激な変化をはじめ、東シナ海における領有権を巡る軍事的な緊張感の高まりや、全世界的なテロの影響等により事業を継続できない場合に、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 公正取引委員会との審判による影響

当社は、2010年6月9日に公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたが、違法行為はないという見解から審判請求の手続きをとり、同年11月10日より審判を開始している。

今後、同委員会から下される審判の内容及び時期について現段階で想定することはできないが、その内容によっては、訴訟に発展する可能性や業績に影響を及ぼす可能性がある。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りである。

なお、2018年3月1日に行われたBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD（旧社名：ArcPac Garage Doors Pty Ltd）との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度に確定したため、前連結会計年度との比較・分析にあたっては、暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いている。

また、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っている。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調が続く一方で、大型の台風や地震等の自然災害が発生した影響により、一時的に景況感は悪化した。また、世界経済においても、米中の貿易摩擦や中国経済の減速、欧州における政治情勢の不安など、依然として先行き不透明な状況が続いた。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は174,661百万円（前年同期比12.3%増）となり、利益面においても、当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組んだ結果、営業利益は9,801百万円（前年同期比44.1%増）、経常利益は10,801百万円（前年同期比40.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,294百万円（前年同期比128.3%増）となった。

セグメントごとの経営成績は次の通りである。

#### 1. シャッター関連製品事業

軽量シャッター及び重量シャッター等が堅調に推移したことに加えて、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDを連結の範囲に含めたこと等により、当連結会計年度の売上高は64,608百万円（前年同期比24.4%増）となり、営業利益は7,872百万円（前年同期比40.5%増）となった。

#### 2. 建材関連製品事業

B X ルーテス株式会社を連結の範囲に含めたこと等により、当連結会計年度の売上高は75,551百万円（前年同期比5.1%増）となったが、利益面においては、グループ丸となって利益の確保に取り組んだものの、病院・福祉施設向け引き戸等が低調に推移したため、営業利益は1,155百万円（前年同期比33.1%減）となった。

#### 3. サービス事業

緊急修理対応及び定期保守メンテナンス契約等が好調に推移したため、連結子会社文化シャッターサービス株式会社を中心に、当連結会計年度の売上高は23,477百万円（前年同期比19.1%増）となり、営業利益は3,843百万円（前年同期比68.2%増）となった。

#### 4. リフォーム事業

ストック市場への取り組みとして、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業及び住宅用リフォーム事業に注力しているが、市場における競争激化の影響によって、連結子会社B X ゆとりリフォーム株式会社を中心に、当連結会計年度の売上高は6,955百万円（前年同期比13.8%減）となり、営業利益は86百万円（前年同期比58.3%減）となった。

#### 5. その他

社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業や産業用の太陽光発電システム等を手掛けるエネルギー事業等の業績を含めて、当連結会計年度の売上高は4,069百万円（前年同期比3.9%増）となり、営業利益は231百万円（前年同期比20.8%増）となった。

当連結会計年度末における資産、負債及び純資産の状況は次の通りである。

#### （流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、93,300百万円（前連結会計年度末は85,213百万円）となり、8,086百万円増加した。これは、「現金及び預金」が増加（20,017百万円から24,308百万円へ4,291百万円増）、「商品及び製品」が増加（11,717百万円から13,652百万円へ1,935百万円増）、「受取手形及び売掛金」が増加（45,683百万円から46,356百万円へ672百万円増）したことが主な要因である。

#### （固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、68,784百万円（前連結会計年度末は68,564百万円）となり、220百万円増加した。これは、「建設仮勘定」が減少（1,057百万円から365百万円へ692百万円減）、「のれん」が減少（5,796百万円から5,246百万円へ549百万円減）した一方で、「建物及び構築物」が増加（10,622百万円から11,405百万円へ782百万円増）、「土地」が増加（11,540百万円から12,321百万円へ781百万円増）したことが主な要因である。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、54,959百万円(前連結会計年度末は58,522百万円)となり、3,563百万円減少した。これは、「未払法人税等」が増加(773百万円から2,660百万円へ1,887百万円増)、「支払手形及び買掛金」が増加(32,143百万円から33,363百万円へ1,219百万円増)した一方で、「短期借入金」が減少(11,700百万円から3,556百万円へ8,143百万円減)したことが主な要因である。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、32,946百万円(前連結会計年度末は25,059百万円)となり、7,886百万円増加した。これは、「長期借入金」が減少(3,350百万円から1,268百万円へ2,081百万円減)した一方で、「転換社債型新株予約権付社債」の発行(10,000百万円)により増加したことが主な要因である。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、74,179百万円(前連結会計年度末は70,195百万円)となり、3,983百万円増加した。これは、「その他有価証券評価差額金」が減少(1,080百万円)、「利益剰余金」が配当金の支払い(1,434百万円)により減少した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益の計上(7,294百万円)により増加したことが主な要因である。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、22,620百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,242百万円増加した。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は11,473百万円(前年同期比91.5%増)となった。

収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益10,882百万円、減価償却費3,072百万円であり、支出の主な内訳は、たな卸資産の増加額2,030百万円、法人税等の支払額2,026百万円である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は4,450百万円(前年同期比65.2%減)となった。

収入の主な内訳は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入156百万円、貸付金の回収による収入127百万円であり、支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出2,508百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,202百万円、無形固定資産の取得による支出606百万円である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は2,756百万円(前年同期は4,311百万円の獲得)となった。

収入の主な内訳は、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入9,967百万円であり、支出の主な内訳は、短期借入金の純減少額8,500百万円、長期借入金の返済による支出2,270百万円、配当金の支払額1,431百万円である。

なお、当社グループのキャッシュ・フロー関連指標の推移は、次の通りである。

	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
自己資本比率	48.6%	46.7%	47.9%	45.9%	45.7%
時価ベースの自己資本比率	60.4%	51.0%	44.1%	48.2%	35.5%
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	0.4年	0.9年	1.3年	2.8年	0.6年
インタレスト・カバレッジ・レシオ	130.4倍	155.8倍	149.6倍	92.7倍	169.4倍

(注) 1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算している。

2. 各指標は、下記の基準で算出している。

自己資本比率.....自己資本÷総資産

時価ベースの自己資本比率.....株式時価総額÷総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率.....有利子負債÷キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ.....キャッシュ・フロー÷利払い

3. 株式時価総額は、自己株式を除く発行済株式数をベースに計算している。

4. キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを利用している。

5. 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としている。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を利用している。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
シャッター関連製品事業(百万円)	34,326	129.6
建材関連製品事業(百万円)	18,650	110.4
サービス事業(百万円)	-	-
リフォーム事業(百万円)	-	-
報告セグメント計(百万円)	52,977	122.1
その他(百万円)	797	111.4
合計(百万円)	53,774	122.0

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。

2. 上記の金額には消費税等は含まれていない。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
シャッター関連製品事業(百万円)	2,865	110.2
建材関連製品事業(百万円)	35,465	103.2
サービス事業(百万円)	790	158.0
リフォーム事業(百万円)	4,685	89.0
報告セグメント計(百万円)	43,806	102.6
その他(百万円)	1,830	106.8
合計(百万円)	45,637	102.7

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。

2. 上記の金額には消費税等は含まれていない。



c. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
シャッター関連製品事業	67,854	123.5	25,129	114.8
建材関連製品事業	78,294	106.3	38,548	107.7
サービス事業	24,336	121.4	2,929	141.5
リフォーム事業	7,174	94.5	1,098	124.9
報告セグメント計	177,659	113.7	67,706	111.7
その他	5,762	148.1	2,494	311.4
合計	183,422	114.5	70,201	114.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。

2. 上記の金額には消費税等は含まれていない。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
シャッター関連製品事業(百万円)	64,608	124.4
建材関連製品事業(百万円)	75,551	105.1
サービス事業(百万円)	23,477	119.1
リフォーム事業(百万円)	6,955	86.2
報告セグメント計(百万円)	170,592	112.5
その他(百万円)	4,069	103.9
合計(百万円)	174,661	112.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。

2. 上記の金額には消費税等は含まれていない。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りである。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されている。海外子会社については、進出国の会計基準に準拠して作成され、現地監査法人の監査を受けた上で必要な調整を反映させている。この連結財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項については、関連する会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っている。

詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載している通りである。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績について、売上高は174,661百万円、営業利益は9,801百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は7,294百万円となった。売上高については、リフォーム事業が低調であった一方で、新規連結子会社が増加したこと、販売数量が増加したこと、サービス事業が好調であったこと等が寄与し増収となった。営業利益については、従業員数の増加や処遇改善等に伴い人件費が増加した一方で、販売数量が増加したこと、販売価格が上昇したこと、好調なサービス事業と新規連結子会社の業績が寄与したこと等が要因となり増益となった。親会社株主に帰属する当期純利益については、過去2番目の水準となった。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載している通りである。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、運転資金及び設備投資等を自己資金にて賄うことを基本としているが、資金の安定及び効率的な調達を行うため、金融機関からの借入を行っている。また、金融機関4行との間で借入枠7,000百万円のコミットメントライン契約を締結している(借入未実行残高7,000百万円)。

なお、当連結会計年度において転換社債型新株予約権付社債を発行し、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD(旧社名: ArcPac Garage Doors Pty Ltd)の株式取得に際して金融機関から調達した借入の返済資金及びB Xルーテス株式会社(旧社名: ルーテス株式会社)の株式取得資金に充当している。

当連結会計年度末における有利子負債(負債のうち利子を支払っているすべての負債)の残高は6,443百万円となっている。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は22,620百万円となっている。

当連結会計年度の資本の財源及び資金の流動性の詳細については、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載している通りである。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、中期経営計画(2016年度~2020年度)の基本テーマである「進化する快適環境ソリューショングループ」を達成するため、売上高・営業利益率を重要な指標として位置付けており、2年後の2020年度に売上高200,000百万円、営業利益率10.0%の達成をめざしている。当連結会計年度における売上高は174,661百万円(前年同期比12.3%増)、営業利益率は5.6%(前年同期比1.2ポイント増)となった。当社グループは、企業価値の向上をめざし、引き続き当該指標の向上に努めていく。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りである。

1. シャッター関連製品事業

シャッター関連製品事業の売上高は64,608百万円、営業利益は7,872百万円となった。重量シャッター及び軽量シャッターが好調に推移したこと、新規連結子会社の増加が売上高の増加に寄与したことにより、増収増益となった。セグメント資産は55,303百万円となり、2,098百万円増加した。これは当社の好調な業績により現金及び預金が増加したことが主な要因である。

2. 建材関連製品事業

建材関連製品事業の売上高は75,551百万円、営業利益は1,155百万円となった。新規連結子会社の増加が売上高の増加に寄与した一方で、主に医療・福祉施設向けの引き戸が低調に推移したことにより、増収減益となった。セグメント資産は59,943百万円となり、2,981百万円増加した。これは新規連結子会社が増加したことが主な要因である。

### 3. サービス事業

サービス事業の売上高は23,477百万円、営業利益は3,843百万円となった。主に災害対応によるシャッターの修理が増加したこと、法定点検が増加したことにより、増収増益となった。セグメント資産は16,930百万円となり、2,272百万円増加した。これは連結子会社文化シャッターサービス株式会社の好調な業績により現金及び預金が増加したことが主な要因である。

### 4. リフォーム事業

リフォーム事業の売上高は6,955百万円、営業利益は86百万円となった。住宅リフォーム事業における競争が激化したこと、ビルリニューアル事業の受注が減少したことにより、減収減益となった。セグメント資産は1,770百万円となり、60百万円減少した。これは連結子会社B X ゆとりフォーム株式会社の前受金が減少したことにより現金及び預金が減少したことが主な要因である。

### 5. その他

その他の売上高は4,069百万円、営業利益は231百万円となった。止水事業が堅調に推移したことにより、増収増益となった。セグメント資産は2,887百万円となり、128百万円減少した。これは連結子会社B X 文化工芸株式会社の有形固定資産のリース資産が減価償却により減少したことが主な要因である。

## 4【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

## 5【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発活動は、既存商品を強化するとともに、当社グループの基本方針である『お客様に「安心」「安全」を提供できる「進化する快適環境のソリューショングループ」をめざして』を推進すべく、お客様の使途、用途に的確に対応できる提案型商品の開発を主要なテーマとして、ポスト2020を見据えた新商品、新事業の企画開発を行った。また、エコ・防災・新技術をキーワードとした新商品を開発し、順次改善を行った。

その結果投じた研究開発費は2,222百万円となった。セグメント別の研究開発の概要は次の通りである。

シャッター関連製品事業においては、ガレージ向けシャッター「小町様」、「エスプリ」のシャッター上昇スピードを約2倍にアップして快適性を向上させた。また、建築需要が旺盛な大型物流倉庫向けとして、重量シャッターとオーバースライディングドアに耐風圧性能を有した高耐風圧仕様をラインナップした。窓シャッターでは、後付用の「マドマスタータップ2」に換気採光モデルを追加した。また、電動窓シャッターを外出先からスマートフォンで操作可能、かつスマートスピーカーでも操作可能なIoT機器として「セレクトコネクト2」を開発し、当連結会計年度の研究開発費は1,933百万円となった。

建材関連製品事業の住宅用建材においては、屋外鉄骨階段廊下「段十廊」にバリエーションを追加し対応力を強化した。ビル用建材においては、病院や福祉施設などに静かで快適な居室環境を提供する引き戸「カームスライダー遮音タイプ」を開発した。また、狭い開口部でも壁面内にスッキリと収まる引き戸「カームスライダー壁収納二連引込」をラインナップに加え、同時に特定防火設備仕様もラインナップし、当連結会計年度の研究開発費は288百万円となった。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産性及び品質の向上並びに省力化、合理化などを目的とした設備投資を継続的に実施した。

当連結会計年度の設備投資の総額は3,255百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次の通りである。なお、有形固定資産の他、無形固定資産及び長期前払費用への投資を含めて記載している。

シャッター関連製品事業においては、生産性及び品質の向上のため、当社小山工場の工場設備改善を中心に1,205百万円の設備投資を実施した。

建材関連製品事業においては、主にドアの生産性及び品質の向上のため、連結子会社B X 鐵矢株式会社の工場設備改善を中心に1,646百万円の設備投資を実施した。

サービス事業においては、連結子会社文化シャッターサービス株式会社の基幹システム開発を中心に146百万円の設備投資を実施した。

リフォーム事業においては、連結子会社B X ゆとりフォーム株式会社のO A 機器等設備を中心に7百万円の設備投資を実施した。

その他においては、注文家具の生産能力増強を目的とした連結子会社B X 文化工芸株式会社の工場設備改善を中心に53百万円の設備投資を実施した。

また、特定のセグメントに区分できない全社（共通）として、当社基幹システム開発を中心に195百万円の設備投資を実施した。

当連結会計年度完成の主要な設備としては、当社小山工場を中心とした工場機械設備等がある。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はない。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りである。

### (1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び構 築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (東京都 文京区)	全社 (共通)	東京地区拠 点総合ビル	1,411	0	2,067 (1,245)	31	87	3,597	392 (102)
本社 (埼玉県 上尾市) (注)2	建材関連製 品及びその 他 (賃貸収 入)	ドア工場施 設・賃貸用 倉庫及び機 械装置	1,273	89	853 (45,445)	-	29	2,245	- (-)
北海道支店 他14支店 (札幌市 白石区他) (注)3.4	シャッター 関連製品・ 建材関連製 品・サービ ス・リ フォーム	製品販売設 備	847	38	988 (12,423)	136	70	2,080	1,168 (499)
小山工場 (栃木県 小山市)	シャッター 関連製品及 び建材関連 製品	シャッ ター・エク ステリア等 の生産設備	262	513	[4,790] 254 (77,381)	7	132	1,170	97 (15)
掛川工場 (静岡県 掛川市)	シャッター 関連製品及 び建材関連 製品	シャッ ター・エク ステリア等 の生産設備	692	358	1,028 (64,593)	2	10	2,092	70 (13)
ライフイン 環境防災研 究所 (栃木県 小山市)	シャッター 関連製品及 び建材関連 製品	試験棟及び 試験装置	931	303	[4,987] 343 (13,368)	23	15	1,617	78 (4)
BSTレーニ ングセン ターYUK I 他1カ所 (茨城県 結城市他)	全社 (共通)	研修施設	523	-	[340] 119 (4,709)	-	3	645	1 (6)
新事業・特 需事業本部 (新潟県 柏崎市他)	その他 (太陽光発 電システム 事業)	太陽光発電 システム	23	337	100 (24,918)	-	2	463	- (-)

## (2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
B X 新生精 機(株)	工場 (兵庫県 加西市)	シャッター 関連製品	シャッター 開閉機等の 生産設備	173	297	116 (24,165)	3	37	628	73 (21)
文化シャッ ターサービ ス(株)	首都圏 サービス 第1支店 他10支店 (埼玉県 戸田市他)	サービス	保守・修理 事業施設	50	29	273 (840)	25	8	386	952 (83)
文化シャッ ターサービ ス(株)	本社 (東京都 豊島区)	サービス	オフィスビ ル	2,006	0	1,023 (1,028)	7	20	3,057	98 (21)

## (3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD 他4社	本社工場 他 (オース トラリア 連邦ク イーンズ ランド州 他)	シャッター 関連製品	ガレージド アの生産設 備	7	708	- (-)	11	68	796	362 (23)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでいない。  
2. 当該設備については、主に連結子会社B X ティアール(株)へ賃貸している。  
3. 機械装置21百万円を中島工業(株)へ賃貸している。  
4. 機械装置6百万円を(株)イマナカへ賃貸している。  
5. 土地の[ ]書きは、借地権の面積を示している。  
6. 従業員数の( )書きは、臨時従業員数を外書きしている。  
7. 現在休止中の主要な設備はない。  
8. 他に主要な賃借している設備として、次のものがある。

国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借及びリース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
文化シャッター サービス(株)	全社 (全国)	サービス	車両 (リース)	346	957

9. 上記の金額には消費税等は含まれていない。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1)重要な設備の新設等

会社名	事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完成予 定年月	完成後 の増加 能力
					総額	既支 払額				
提出会社 他	小山工場、 掛川工場他	栃木県 小山市、 静岡県 掛川市他	シャッター 関連製品事 業、建材関 連製品事業	シャッ ター、建 材工場機 械装置設 備更新他	2,900	-	自己資金	2019年4 月	2020年3 月	(注)2
提出会社	本社他	東京都 文京区他	シャッター 関連製品事 業、建材関 連製品事 業、全社 (共通)	ソフトウ エア	600	-	自己資金	2019年4 月	2020年3 月	(注)3

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれていない。

2. 完成後の増加能力は、生産設備の更新・維持・効率向上を目的としており能力増加はない。

3. 完成後の増加能力は、業務効率の改善を目的としており能力増加はない。

#### (2)重要な設備の除却等

該当事項なし。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	72,196,487	72,196,487	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	72,196,487	72,196,487	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれていない。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

当期において発行した新株予約権付社債は次の通りである。

2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2018年9月13日発行)

決議年月日	2018年8月28日
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,615,384 [9,676,795] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,040 [1,033.4] (注) 2、7
新株予約権の行使期間	自 2018年9月27日 至 2023年8月30日(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,040 [1,033.4] 資本組入額 520 [517] (注) 4、7
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込に関する事項	本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
転換社債型新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載している。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。



- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 2018年9月27日から2023年8月30日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項による繰上償還又はスクイズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本新株予約権付社債の要項に定める本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本新株予約権付社債の要項に定める本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年8月30日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 各本新株予約権の一部行使はできない。
6. (1)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、( )当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2)上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記の通りとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は( )に従う。なお、転換価額は上記(注)2と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

( ) 上記(i)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(注)3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3)当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 2019年6月25日開催の定時株主総会において期末配当金を1株につき15円とする剰余金配当案が承認可決され、2019年3月期の年間配当金が1株につき25円と決定されたことに伴い、本新株予約権付社債の要項の転換価額調整条項に従い、2019年4月1日に遡って転換価額を1,040円から1,033.4円に調整している。提出日の前月末現在の各数値は、かかる転換価額の調整による影響を反映させた数値を記載している。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項なし。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2011年6月29日 (注)	-	72,196,487	-	15,051	2,000	9,151

(注)会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を2,000百万円減少し、その他資本剰余金へ振替えたものである。

## (5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	31	23	141	156	3	4,127	4,481	-
所有株式数(単元)	-	213,517	3,368	135,688	171,880	32	197,170	721,655	30,987
所有株式数の割合(%)	-	29.59	0.47	18.80	23.82	0.00	27.32	100.00	-

(注) 1. 自己株式479,621株は「個人その他」に4,796単元及び「単元未満株式の状況」に21株含めて記載している。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれている。

## (6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
文化シャッター関連企業持株会	東京都文京区西片1-17-3	5,479	7.64
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	3,260	4.54
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	2,934	4.09
文化シャッター社員持株会	東京都文京区西片1-17-3	2,763	3.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,415	3.36
ジェービー モルガン チェース バンク 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1)	2,272	3.16
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内2-6-1	2,023	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,958	2.73
住友商事株式会社	東京都千代田区大手町2-3-2	1,834	2.55
株式会社淀川製鋼所	大阪府大阪市中央区南本町4-1-1	1,669	2.32
計	-	26,612	37.10

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次の通りである。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,415千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,958千株

2. 第一生命保険株式会社は、上記のほかに第一生命保険株式会社特別勘定年金口として4千株所有している。

3. 新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日に日本製鉄株式会社に商号変更している。

4. 2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2016年10月14日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	3,261	4.52
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-2	1,727	2.39

5. 2017年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー及びその共同保有者であるフランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ、テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッドが2017年11月30日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、フォート・ローダデイル、セカンドストリート、サウスイースト300	4,032	5.59
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、スイート1200、ヤング・ストリート5000	1,650	2.29
テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7	146	0.20

6. 2018年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）、野村アセットマネジメント株式会社が2018年11月28日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	6,407	8.10
ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	1,104	1.38
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	4,290	5.94

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 584,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 71,580,900	715,809	-
単元未満株式	普通株式 30,987	-	-
発行済株式総数	72,196,487	-	-
総株主の議決権	-	715,809	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれている。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれている。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
文化シャッター株式会社	東京都文京区西片一丁目17番3号	479,600	-	479,600	0.66
文化シャッター秋田販売株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-3	105,000	-	105,000	0.14
計	-	584,600	-	584,600	0.80

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	56	45,578
当期間における取得自己株式	24	18,816

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	479,621	-	479,645	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれていない。

### 3【配当政策】

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしている。

なお、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として定款変更を行い、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めているが、基本的には剰余金の配当（期末配当）については、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定については、株主の皆様にお諮りすることとし、中間配当については取締役会において決定することとしている。

当事業年度の配当については、年間25円（中間10円、期末15円）の配当を実施することを決定した。

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、「進化する快適環境ソリューショングループ」の実現をめざすために有効投資していく所存である。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りである。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2018年11月6日 取締役会決議	717	10
2019年6月25日 定時株主総会決議	1,075	15

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としては、株主や投資家の皆様を始めとして、お客様、取引先、地域社会の皆様などのステークホルダーのご期待にお応えする事業活動を実現するために、更なる経営の透明性向上の観点から、経営のチェック機能を充実させ、かつ公平性の維持継続を図るため、コーポレート・ガバナンス体制の強化や充実並びに適時的確な情報公開を行っている。

また、国内取引所での上場会社を対象とした「コーポレートガバナンス・コード」が適用されたことに伴い、当社は本コードを適切に実践し、持続的な成長による企業価値の向上を図り、ステークホルダーの皆様ひいては経済全体の発展に寄与するという考え方に賛同し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいく。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社の機関形態のもとで、取締役会が経営の監督を行っており、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用している。

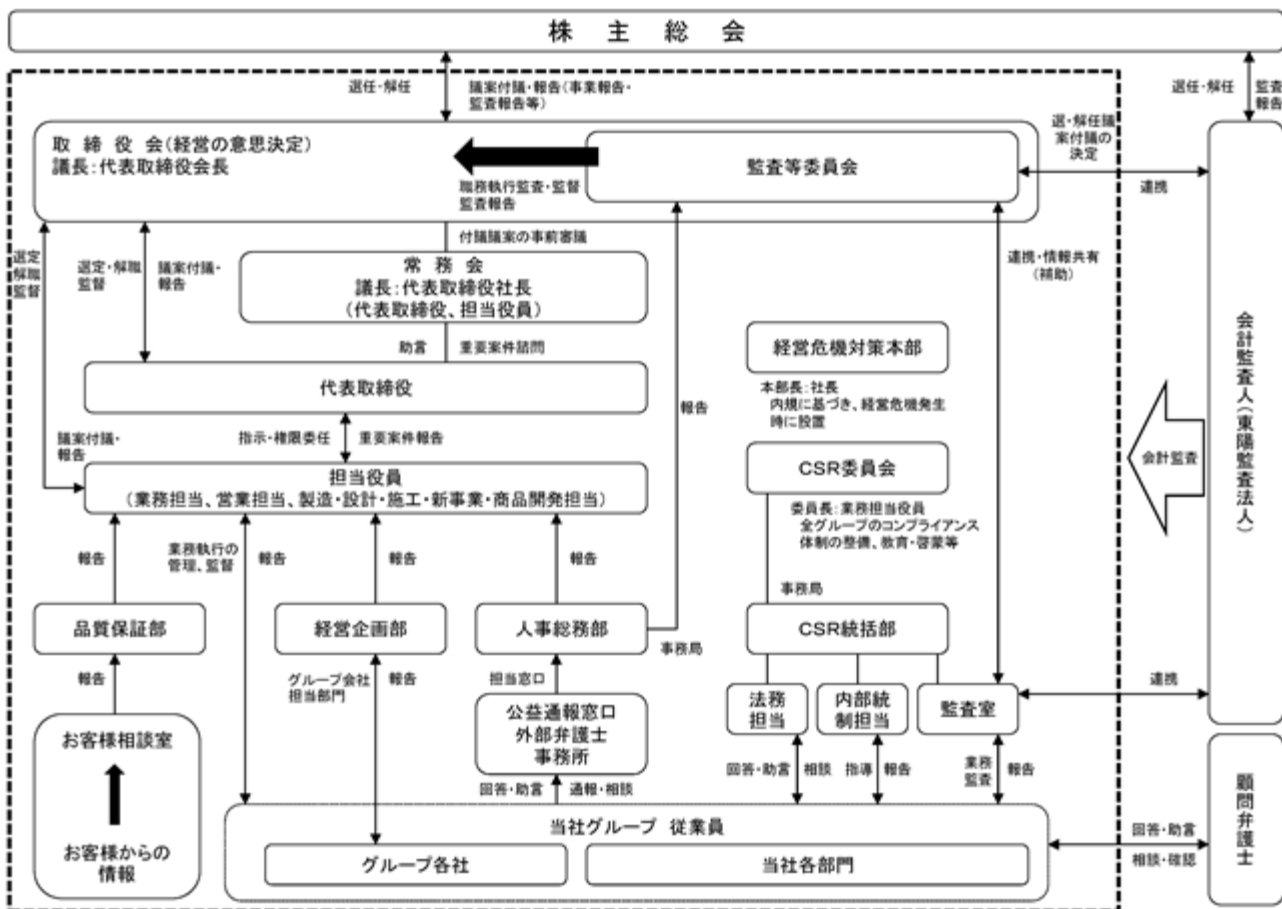
本報告書提出日現在の経営体制は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）、取締役兼務者8名を含む執行役員22名である。

監査等委員会は、取締役会から独立した立場において内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて適法性、妥当性の観点から取締役会及び取締役、執行役員の職務執行監査等を行うとともに内部監査部門との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査等を行っている。

また、当社は、代表取締役社長を議長とする常務会を設置している。この常務会では、取締役会への付議事項を始めとして、内規に基づく重要事項を審議するものであり、代表取締役及び業務担当役員、営業担当役員、製造・設計・施工・新事業・商品開発担当役員で構成されている。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次の通りである。

(2019年6月25日現在)



#### ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、2017年6月27日開催の当社第71期定時株主総会における決議によって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行した。

取締役会の議決権を有する監査等委員で構成される監査等委員会が取締役の職務執行に関して組織的に監査・監督を行うことで、経営監視機能の客観性及び中立性確保による更なる監査・監督機能の強化を図っている。

また、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は社内の重要会議等に出席し、経営上の重要事項に関する説明、報告を聴取し、意見を述べるとともに、取締役の業務執行について適法性及び妥当性の観点から監査等を行っている。

#### ハ．内部統制システムの整備の状況

取締役会は当社及び当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条各号の規定に基づき、内部統制システム構築の基本方針を決定し、当社及び当社の子会社の全ての役員及び従業員が効率性、公正性、法令遵守、資産の保全を全業務において達成するための体制を整備している。

また、弁護士と顧問契約を締結し、適宜、アドバイスを受けており、会計監査人からは、会計監査を通じて、内部統制のチェックを受けている。

#### ニ．リスク管理体制の整備の状況

製品トラブルによる事故やクレームに迅速に対応すべく、経営危機対応規定や内部情報管理規定、PL対応実施要領など、危機に関するルールの再整備を実施するとともに、品質保証部及びCSR統括部等による全社的なリスク管理体制の強化を推進している。また、製品事故に関する安全対策に鑑み、当社製品の安全基準の見直しと運用を再整備している。

#### ホ．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社においても、取締役会を設置して経営の監督を行っているが、子会社の監査役については、その監査権限が会計に関する部分に限定されているので、当社の監査等委員会が職務執行の監査を行うほか、当社の内部監査担当部門と連携を図り、監査等委員会による監査等を行っている。

また、各子会社は子会社管理規定等の内規の定めに基づき、事業の経過及び財産の状況並びにその他の重要事項について、定期的に当社へ報告を行っている。



## 企業統治に関するその他の事項

### イ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としている。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られる。

### ロ．取締役の員数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めている。

### ハ．株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う」旨定款に定めている。

### ニ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して選任することとし、それぞれ議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨も定款に定めている。

### ホ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

#### ア．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。

#### イ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めている。

#### ロ．取締役の責任免除

当社は、取締役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、免除することができる旨定款に定めている。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 13名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 ( 千株 )
代表取締役会長	茂木 哲哉	1942年12月22日生	1967年3月 当社入社 1979年10月 当社東京工場長 1983年10月 北海道文化シャッター株式会社 代表取締役社長就任 1990年10月 当社北海道事業部長 1991年6月 当社取締役北海道事業部長就任 1992年4月 当社取締役住建事業部長 1993年4月 当社取締役住建本部長 1995年4月 当社常務取締役製造本部長就任 1999年4月 当社専務取締役就任 2005年4月 当社代表取締役社長就任 2007年4月 当社代表取締役社長執行役員就 任 2009年6月 当社代表取締役社長執行役員社 長 2016年4月 当社代表取締役会長就任( 現 任 )	( 注 ) 3	172
代表取締役社長 執行役員社長	潮崎 敏彦	1947年12月13日生	1970年3月 当社入社 1998年10月 当社人事部長 2006年4月 当社執行役員人事部長 2007年4月 当社執行役員業務担当 2007年6月 当社取締役上席執行役員業務担 当就任 2009年4月 当社取締役上席執行役員企画管 理本部長 2011年4月 当社取締役常務執行役員業務担 当就任 2012年6月 当社取締役専務執行役員業務担 当就任 2016年4月 当社代表取締役社長執行役員社 長就任( 現任 )	( 注 ) 3	80
取締役 常務執行役員 製造、設計、施工、新事業、商品 開発担当	嶋村 悦典	1955年3月1日生	1978年4月 当社入社 2008年4月 当社商品開発部長 2010年4月 当社執行役員商品開発部長 2011年4月 当社執行役員商品開発担当兼商 品開発部長 2011年6月 当社取締役上席執行役員商品開 発担当兼商品開発部長就任 2013年4月 当社取締役上席執行役員新事 業、新商品担当兼商品開発部長 2014年4月 当社取締役上席執行役員新事 業、新商品担当 2018年4月 当社取締役常務執行役員製造、 設計、施工、新事業、商品開発 担当就任( 現任 )	( 注 ) 3	37

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 営業担当	小倉 博之	1955年3月24日生	1980年7月 当社入社 2008年4月 当社中四国支社長 2010年4月 当社執行役員九州支社長 2011年4月 当社執行役員西日本事業本部長 2011年6月 当社取締役上席執行役員西日本事業本部長就任 2016年4月 当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員営業担当就任(現任)	(注)3	22
取締役 上席執行役員 新事業・特需事業本部長	大島 亨	1957年12月22日生	1980年4月 北海道文化シャッター株式会社入社 2011年4月 当社首都圏支店長 2013年4月 当社執行役員首都圏支店長 2015年4月 当社執行役員住宅建材事業本部長 2015年6月 当社取締役上席執行役員住宅建材事業本部長就任 2017年4月 当社取締役上席執行役員東日本事業本部長 2019年4月 当社取締役上席執行役員新事業・特需事業本部長(現任)	(注)3	9
取締役 上席執行役員 東日本事業本部長	藤田 義徳	1955年10月5日生	1983年4月 当社入社 2011年4月 当社九州支店長 2014年4月 当社執行役員九州支店長 2015年4月 当社執行役員九州支店長兼中四国支店長 2016年4月 当社常務執行役員西日本事業本部長 2017年6月 当社取締役上席執行役員西日本事業本部長就任 2019年4月 当社取締役上席執行役員東日本事業本部長(現任)	(注)3	3
取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長	三田 充	1958年12月4日生	1982年4月 当社入社 2011年4月 当社中部支店長 2013年4月 当社執行役員特需事業本部長 2014年4月 文化シャッターサービス株式会社代表取締役社長就任 2018年4月 当社常務執行役員ビル建材事業本部長 2018年6月 当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長就任(現任)	(注)3	8
取締役 上席執行役員 業務担当	市川 治彦	1960年1月27日生	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社人事部長 2008年4月 当社人事総務部長 2013年4月 当社執行役員人事総務部長 2016年4月 当社常務執行役員業務担当 2018年6月 当社取締役上席執行役員業務担当就任(現任)	(注)3	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席執行役員 西日本事業本部長	山崎 浩樹	1961年12月8日生	1985年4月 当社入社 2011年4月 当社中四国支店長 2015年4月 当社西日本事業本部業務部長 2016年4月 当社営業企画部長 2017年4月 当社執行役員営業企画部長 2019年4月 当社常務執行役員西日本事業本部長 2019年6月 当社取締役上席執行役員西日本事業本部長就任(現任)	(注)3	-
取締役 (常勤監査等委員)	西川 秀行	1955年9月29日生	1978年4月 当社入社 2001年6月 当社経理部長 2008年6月 当社経営企画部長 2010年4月 当社執行役員経営企画部長 2012年6月 当社監査役就任 2017年6月 当社取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	(注)4	45
取締役 (監査等委員)	飯名 隆夫	1947年10月27日生	1970年4月 東急建設株式会社入社 2002年6月 同社取締役 2004年6月 同社取締役兼常務執行役員 2005年6月 同社代表取締役兼専務執行役員 2010年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員 2012年6月 同社顧問 2013年6月 同社顧問退任 2015年6月 当社取締役就任 2017年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	5
取締役 (監査等委員)	藤田 昇三	1948年8月1日生	1976年4月 検事任官 1990年4月 東京地方検察庁検事 2001年7月 東京地方検察庁総務部長 2003年9月 佐賀地方検察庁検事正 2008年7月 最高検察庁裁判員公判部長 2010年6月 広島高等検察庁検事長 2010年12月 名古屋高等検察庁検事長 2011年8月 定年退官 2011年9月 東京弁護士会登録 2012年4月 株式会社整理回収機構取締役就任 2012年6月 同社代表取締役社長就任 2015年10月 同社代表取締役社長退任 2015年11月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業入所 2016年6月 当社監査役就任 2017年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年10月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業退所 2019年2月 藤田昇三法律事務所設立(現任)	(注)4	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	阿部 和史	1951年4月3日生	1974年4月 住友軽金属工業株式会社(現株式会社UACJ)入社 2000年6月 同社購買部長 2006年4月 同社執行役員購買部長 2010年4月 同社常務執行役員管理本部副本部長 2013年6月 同社監査役就任 2013年10月 株式会社UACJ常勤監査役就任 2015年6月 同社常勤監査役退任 2016年6月 当社監査役就任 2017年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	1
計					392

- (注) 1. 取締役 飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史は、社外取締役である。  
 2. 当社の監査等委員会の体制は次の通りである。  
 委員長 西川秀行、委員 飯名隆夫、委員 藤田昇三、委員 阿部和史  
 なお、西川秀行は、常勤の監査等委員である。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためである。  
 3. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
 4. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
 5. 当社は、執行役員制度を導入している。2019年6月25日現在の執行役員の状況は下記の通りである。

執行役員役名	氏名	職名
* 執行役員社長	潮崎 敏彦	
* 常務執行役員	嶋村 悦典	製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
* 常務執行役員	小倉 博之	営業担当
* 上席執行役員	大島 亨	新事業・特需事業本部長
* 上席執行役員	藤田 義徳	東日本事業本部長
* 上席執行役員	三田 充	ビル建材事業本部長
* 上席執行役員	市川 治彦	業務担当
* 上席執行役員	山崎 浩樹	西日本事業本部長
常務執行役員	谷 久夫	海外事業部長
常務執行役員	神田 潤一郎	経営企画部部長
常務執行役員	佐久間 博志	営業推進部長
常務執行役員	大澤 慎一	営業企画部長
執行役員	岡本 一也	情報システム部長
執行役員	松山 成強	CSR統括部長
執行役員	石倉 則夫	商品開発部長
執行役員	大岡 忠仁	製造企画部長
執行役員	小竹 行之	首都圏支店長
執行役員	和根崎 淳一	ドア・パーティション事業本部長
執行役員	葛西 仁	関越支店長
執行役員	石井 誠	リニューアル支店長
執行役員	元木 幸一郎	設計施工企画部長
執行役員	神藤 定幸	東日本設計施工統括部長

\*は、取締役を兼務している。

## 社外役員の状況

### イ．社外取締役の状況

当社の社外取締役は3名で、その全員が監査等委員である。

これら3名の社外取締役は全員が当社株式を保有しているが、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はない。なお、社外取締役による当社株式の保有状況は(2)役員の状況 役員一覧の「所有株式数」欄に記載の通りである。

社外取締役飯名隆夫氏は、東急建設株式会社の元代表取締役副社長であるが、同氏はすでに同社を退社しており、また当社は同社との取引実績があるが、当社業績に占める割合は僅少である。

### ロ．社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

当社の社外取締役は全員が監査等委員であり、豊富な経験や高い見識に基づき、中立的及び客観的な立場から監査・監督等を行うとともに、監査機能の充実を図り、当社のコーポレート・ガバナンスを強化させる役割を担っている。

### ハ．社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社では、社外取締役を選任するための独自の基準又は方針を定めてはいないが、その選任にあたっては、会社法等の法令や株式会社東京証券取引所の規則等を参考にして、個別に、かつ総合的に判断している。具体的には、当社及び当社の関係会社の出身者ではないこと、本人及び勤務先、出身会社と当社との間において主要株主の関係でないこと、2親等以内の血縁者に現職の当社取締役がいないなどを前提としている。

## 二．社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

社外取締役飯名隆夫氏は、東急建設株式会社の元代表取締役副社長として、建設業界における企業経営の豊富な経験とその経験に基づく高い見識を有しており、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化に貢献して頂けると判断し、選任している。

社外取締役藤田昇三氏は、元検察官及び弁護士として法律分野に精通した豊富な知識と高い見識を有しており、客観的な立場での取締役の職務執行監査等により、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献して頂けると判断し、選任している。

社外取締役阿部和史氏は、株式会社UACJの出身であり、同社における豊富な実務経験と監査役としての職務経験を有しており、客観的な立場での取締役の職務執行監査等により、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献して頂けると判断し、選任している。

社外取締役である監査等委員による監査・監督等と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役を含む監査等委員会は、定期的に、代表取締役及び業務執行取締役等と情報や意見の交換を実施し、経営方針及び経営姿勢への理解並びに経営の監督・監視機能の向上を図っている。

また、社外取締役で構成される社外役員連絡会を定期的に開催し、社外取締役相互の情報、意見の交換を行っている。

## (3)【監査の状況】

### 監査等委員会による監査の状況

監査等委員会による監査は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員3名により適法性、妥当性の面から重要会議への出席、重要書類の閲覧、常勤監査等委員による各部門及び子会社等の往査を通じ取締役の業務執行の監査等を行っている。

常勤監査等委員西川秀行氏は、当社における経理部門及び経営企画部門での職務経験に基づく豊富な会計知識と子会社の経営監督の実務経験を有していることに加えて、当社における監査役としての監査実績を有している。

監査等委員(社外取締役)飯名隆夫氏は、建設会社における経営者として職務経験に基づく豊富な知見を有していることに加えて、当社における社外取締役としての職務経験を有している。

監査等委員(社外取締役)藤田昇三氏は、弁護士としての法律分野における豊富な知識を有していることに加えて、当社における社外監査役としての監査実績を有している。

監査等委員(社外取締役)阿部和史氏は、金属製品製造会社における職務経験に基づく豊富な知見及び監査役としての職務経験を有していることに加えて、当社における社外監査役としての監査実績を有している。

内部監査の状況

当社の内部監査体制は、CSR統括部に監査室（6名）を設置しており、計画的に事業本部・支店・工場・営業所等の監査を行っている。また、各事業本部の業務部に内部監査担当（兼務）を置き、CSR統括部監査室作成の内部監査実施要領に従い、事業本部内事業所の監査を定期的に行っている。

監査等委員会とCSR統括部監査室及び会計監査人は、随時、情報や意見の交換を行い、相互連携を図っている。

また、監査等委員会とCSR統括部は内部統制体制の整備、強化等について、随時、情報や意見の交換を行い、相互連携を図っている。

当社の内部監査及び監査等委員会による監査は適時、適切に行われており、当社の内部統制体制を構築、維持していくうえで、有効に機能している。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 北山 千里 （継続監査年数：5年）

指定社員 業務執行社員 鈴木 裕子 （継続監査年数：2年）

指定社員 業務執行社員 早崎 信 （継続監査年数：2年）

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士13名、日本公認会計士協会準会員1名、その他3名

d. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選択については、監査等委員会規定等に基づき、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施方法や品質等に関する情報を収集するとともに、業務執行部門及び内部監査部門からも意見聴取し、監査等委員会において審議した結果、現監査法人を再任することが適当であると判断した。

e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査の計画、方法及びその結果については、監査等委員会において協議を行っているが、特に評価項目は設定していない。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	43	-	48	2
連結子会社	-	-	-	-
計	43	-	48	2

当連結会計年度において、当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に係るコンフォートレターの作成業務である。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

（前連結会計年度）

該当事項なし。

（当連結会計年度）

該当事項なし。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項なし。

(当連結会計年度)

該当事項なし。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めていないが、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性等を勘案し、年度ごとに必要な検証を行ったうえで決定している。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、代表取締役から提示のあった会計監査人の監査報酬額について、監査契約書の内容を精査するとともに、職務遂行状況等を勘案し、協議の上、同意した。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている。その内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬総額を株主総会の決議で決定しており、各役員の報酬については取締役会又は監査等委員会で担当職務等を総合的に勘案して決定している。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月27日であり、決議の内容は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額の上限を年額600百万円（定款で定める取締役の員数9名以内、本有価証券報告書提出日現在は9名）、監査等委員である取締役の報酬総額の上限を年額100百万円（定款で定める監査等委員である取締役の員数5名以内、本有価証券報告書提出日現在は4名）としている。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は株主総会で決議された報酬総額の上限以内において、各役員の担当職務、役職等を総合的に判断し、報酬等を決定しており、その決定は監査等委員会が同意している。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は株主総会で決議された報酬総額の上限以内において、各役員の担当職務、役職等を総合的に判断し、報酬等を決定している。

なお、当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定過程における取締役会は2018年6月26日に開催し、取締役及び監査等委員の十分な議論を実施した上決定した。また、当事業年度における当社の監査等委員である取締役の報酬等の額の決定過程における監査等委員会は2018年6月18日に開催し、監査等委員の十分な議論を実施した上決定した。

当社は役員の業績連動報酬を実施していない。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	353	353	-	-	11
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	20	20	-	-	1
社外役員	39	39	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していない。

使用人兼務役員の使用人分給与

総額(百万円)	対象となる役員の員数(人)	内容
47	4	使用人としての給与である



(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合は純投資目的とし、事業の拡大や持続的発展並びに取引先との安定的な取引の維持・強化や業務提携の強化を図ることを目的とした場合を純投資目的以外としている。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式について、事業の拡大や持続的発展並びに取引先との安定的な取引の維持・強化や業務提携の強化の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に保有している。また、毎年、取締役会において政策保有株式について、中長期的な観点から保有することのメリットとリスクなどを踏まえ、合理性及び必要性の観点に基づきそれを精査し、保有の適否を検証することとしている。なお、取締役会の検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を行う方針としている。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	23	570
非上場株式以外の株式	37	9,694

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	4	420	事業上の関係を勘案し、良好な関係の維持、強化を図るため株式を購入している。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大和ハウス工業(株)	600,000	600,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	2,111	2,460		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ミロク情報サービス	635,000	635,000	情報システム関連の取引を行っており、 事業上の関係を勘案し、同社との良好な 関係の維持、強化を図るため、継続して 保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の 機密等の観点から記載は困難であり、保 有の合理性の検証は取締役会において 行っている。	有
	1,804	2,019		
大東建託(株)	67,000	67,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等 の取引を行っており、事業上の関係を勘 案し、同社との良好な関係の維持、強化 を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の 機密等の観点から記載は困難であり、保 有の合理性の検証は取締役会において 行っている。	有
	1,033	1,232		
(株)淀川製鋼所	340,000	340,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等 の取引を行っており、事業上の関係を勘 案し、同社との良好な関係の維持、強化 を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の 機密等の観点から記載は困難であり、保 有の合理性の検証は取締役会において 行っている。	有
	698	975		
(株)ナガワ	111,700	111,700	シャッター関連製品及び建材関連製品等 の取引を行っており、事業上の関係を勘 案し、同社との良好な関係の維持、強化 を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の 機密等の観点から記載は困難であり、保 有の合理性の検証は取締役会において 行っている。	有
	675	498		
住友不動産(株)	100,000	-	シャッター関連製品及び建材関連製品等 の取引を行っており、事業上の関係を勘 案し、同社との良好な関係の維持、強化 を図るため、当期において株式を購入し ている。 定量的な保有効果に関しては、取引上の 機密等の観点から記載は困難であり、保 有の合理性の検証は取締役会において 行っている。	有
	458	-		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友商事(株)	200,000	200,000	鋼材の調達取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	306	358		
積水化学工業(株)	159,000	159,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	282	295		
新日鐵住金(株)	131,354	131,354	鋼材の調達取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	256	306		
(株)コンコルディア・ フィナンシャルグループ	564,617	564,617	(株)横浜銀行との間で資金借入取引等の銀行取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	241	331		
積水ハウス(株)	128,268	128,268	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	234	249		
(株)テーオーシー	300,000	300,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	229	259		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井物産(株)	130,000	130,000	鋼材の調達取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	223	236		
丸紅(株)	233,408	233,408	鋼材の調達取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	178	179		
(株)みずほフィナンシャルグループ	984,720	984,720	(株)みずほ銀行との間で資金借入取引等の銀行取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	168	188		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	303,160	303,160	(株)三菱UFJ銀行との間で資金借入取引等の銀行取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	166	211		
旭化成(株)	100,000	100,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	114	139		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
佐藤商事(株)	104,600	104,600	鋼材の調達取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	94	122		
戸田建設(株)	89,326	86,438	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。また、持株会に入会しており、当期において株式を購入している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	60	66		
第一生命ホールディングス(株)	37,900	37,900	第一生命保険(株)との間で、保険取引等を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	58	73		
福山通運(株)	12,274	11,749	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。また、持株会に入会しており、当期において株式を購入している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	52	55		
(株)稲葉製作所	36,000	36,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	50	48		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ロジネットジャパン	27,116	26,050	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。また、持株会に入会しており、当期において株式を購入している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	43	49		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	9,613	9,613	三井住友信託銀行(株)との間で資金借入取引等の銀行取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	38	41		
(株)平和堂	10,000	10,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	23	25		
(株)サンデー	13,310	13,310	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	21	23		
(株)ユニマット リタイアメント・コミュニケーション	10,000	10,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	18	17		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
明和地所(株)	26,000	26,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	14	19		
(株)スペースバリュー ホールディングス	20,000	20,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	10	25		
(株)東京きらぼしフィ ナンシャルグループ	5,500	5,500	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	有
	8	13		
(株)パローホールディ ングス	2,400	2,400	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	6	6		
三和ホールディング ス(株)	2,178	2,178	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	2	2		
永大産業(株)	5,000	5,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。 定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	2	2		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
藤井産業(株)	1,100	1,100	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	1	1		
ダイビル(株)	1,000	1,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	1	1		
空港施設(株)	1,331	1,331	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	0	0		
南海辰村建設(株)	100	1,000	シャッター関連製品及び建材関連製品等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有している。定量的な保有効果に関しては、取引上の機密等の観点から記載は困難であり、保有の合理性の検証は取締役会において行っている。	無
	0	0		

(注) 1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示している。

2. 日成ビルド工業(株)は、2018年10月1日に(株)スペースバリューホールディングスに商号変更している。

3. 新日鐵住金(株)は、2019年4月1日に日本製鉄(株)に商号変更している。



## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改政府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改政府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人による監査を受けている。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催する講習会等に参加している。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	20,017	24,308
受取手形及び売掛金	45,683	46,356
商品及び製品	6 11,717	6 13,652
仕掛品	943	1,083
原材料及び貯蔵品	3,877	4,161
その他	3,088	3,835
貸倒引当金	114	98
流動資産合計	85,213	93,300
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	1, 3 10,622	1, 3 11,405
機械装置及び運搬具(純額)	1, 3 5,111	1 4,957
工具、器具及び備品(純額)	1, 3 680	1 678
土地	3 11,540	3 12,321
リース資産(純額)	1 1,191	1 1,005
建設仮勘定	1,057	365
有形固定資産合計	30,203	30,733
<b>無形固定資産</b>		
のれん	5,796	5,246
リース資産	75	71
その他	5,035	5,017
無形固定資産合計	10,907	10,335
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2 18,642	2 18,301
破産更生債権等	236	237
退職給付に係る資産	1,743	1,765
繰延税金資産	4,589	5,156
その他	2,559	2,575
貸倒引当金	317	321
投資その他の資産合計	27,453	27,715
<b>固定資産合計</b>	<b>68,564</b>	<b>68,784</b>
<b>資産合計</b>	<b>153,778</b>	<b>162,085</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	32,143	33,363
短期借入金	3 11,700	3 3,556
リース債務	481	449
未払法人税等	773	2,660
未払消費税等	705	1,015
未払費用	5,537	5,826
賞与引当金	3,116	3,336
役員賞与引当金	98	123
工事損失引当金	6 57	6 116
設備関係支払手形	71	99
その他	3,836	4,409
流動負債合計	58,522	54,959
<b>固定負債</b>		
転換社債型新株予約権付社債	-	10,000
長期借入金	3 3,350	3 1,268
リース債務	916	733
繰延税金負債	998	1,022
役員退職慰労引当金	631	369
退職給付に係る負債	18,351	18,881
受入保証金	564	573
長期前受収益	2	9
資産除去債務	51	52
その他	193	35
固定負債合計	25,059	32,946
<b>負債合計</b>	<b>83,582</b>	<b>87,905</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,051	15,051
資本剰余金	12,298	12,298
利益剰余金	37,245	43,105
自己株式	156	156
株主資本合計	64,439	70,298
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	5,331	4,250
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	76	76
為替換算調整勘定	138	604
退職給付に係る調整累計額	364	150
その他の包括利益累計額合計	5,756	3,720
非支配株主持分	-	160
<b>純資産合計</b>	<b>70,195</b>	<b>74,179</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>153,778</b>	<b>162,085</b>

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	155,515	174,661
売上原価	1,381,447	1,381,574
売上総利益	40,068	46,087
販売費及び一般管理費	2,333,266	2,336,285
営業利益	6,801	9,801
営業外収益		
受取利息	20	26
受取配当金	247	280
受取賃貸料	74	78
受取保険金	49	29
助成金収入	12	17
持分法による投資利益	771	732
貸倒引当金戻入額	7	-
投資損失引当金戻入額	63	-
その他	138	188
営業外収益合計	1,385	1,353
営業外費用		
支払利息	65	66
コミットメントフィー	27	7
為替差損	176	98
子会社清算損	91	-
社名変更費用	31	-
その他	111	180
営業外費用合計	505	353
経常利益	7,681	10,801
特別利益		
固定資産売却益	4,142	4,000
負ののれん発生益	-	43
段階取得に係る差益	-	57
特別利益合計	142	100
特別損失		
固定資産売却損	5,000	5,700
固定資産除却損	6,177	6,120
持分変動損失	12	-
減損損失	7,407	-
その他	74	-
特別損失合計	2,266	19
税金等調整前当期純利益	5,557	10,882
法人税、住民税及び事業税	2,219	3,747
法人税等調整額	141	172
法人税等合計	2,361	3,575
当期純利益	3,195	7,307
非支配株主に帰属する当期純利益	-	13
親会社株主に帰属する当期純利益	3,195	7,294

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	3,195	7,307
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,251	1,040
為替換算調整勘定	140	647
退職給付に係る調整額	153	256
持分法適用会社に対する持分相当額	39	91
その他の包括利益合計	1,506	2,036
包括利益	4,701	5,271
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,701	5,257
非支配株主に係る包括利益	-	13

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,051	12,298	35,484	155	62,678
当期変動額					
剰余金の配当			1,434		1,434
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,195		3,195
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,761	0	1,760
当期末残高	15,051	12,298	37,245	156	64,439

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	4,048	-	79	108	174	4,250	-	66,929
当期変動額								
剰余金の配当								1,434
親会社株主に帰属する 当期純利益								3,195
自己株式の取得								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,283	0	3	29	190	1,506	-	1,506
当期変動額合計	1,283	0	3	29	190	1,506	-	3,266
当期末残高	5,331	0	76	138	364	5,756	-	70,195

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,051	12,298	37,245	156	64,439
当期変動額					
剰余金の配当			1,434		1,434
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,294		7,294
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	5,859	0	5,859
当期末残高	15,051	12,298	43,105	156	70,298

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	5,331	0	76	138	364	5,756	-	70,195
当期変動額								
剰余金の配当								1,434
親会社株主に帰属する 当期純利益								7,294
自己株式の取得								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,080	0	-	742	213	2,036	160	1,876
当期変動額合計	1,080	0	-	742	213	2,036	160	3,983
当期末残高	4,250	0	76	604	150	3,720	160	74,179

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	5,557	10,882
減価償却費	2,708	3,072
のれん償却額	679	883
貸倒引当金の増減額(は減少)	18	14
投資損失引当金の増減額(は減少)	63	-
賞与引当金の増減額(は減少)	21	185
役員賞与引当金の増減額(は減少)	21	25
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	340	69
受取利息及び受取配当金	268	307
支払利息	65	66
会員権評価損	5	-
減損損失	407	-
固定資産処分損益(は益)	1,630	19
持分法による投資損益(は益)	771	732
持分変動損益(は益)	12	-
子会社清算損益(は益)	91	-
負ののれん発生益	-	43
段階取得に係る差損益(は益)	-	57
売上債権の増減額(は増加)	2,307	256
たな卸資産の増減額(は増加)	2,431	2,030
仕入債務の増減額(は減少)	1,575	830
受入保証金の増減額(は減少)	20	8
その他の資産の増減額(は増加)	105	337
その他の負債の増減額(は減少)	1,033	922
その他	56	28
<b>小計</b>	<b>8,315</b>	<b>13,215</b>
利息及び配当金の受取額	297	351
利息の支払額	64	67
法人税等の支払額	2,558	2,026
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,990</b>	<b>11,473</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額(は増加)	105	10
投資有価証券の取得による支出	519	435
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 8,135	2 1,202
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	2 156
有形固定資産の売却による収入	148	43
有形固定資産の取得による支出	3,704	2,508
無形固定資産の取得による支出	659	606
保険積立金の解約による収入	-	78
貸付けによる支出	136	114
貸付金の回収による収入	118	127
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>12,782</b>	<b>4,450</b>



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	8,500	8,500
長期借入金の返済による支出	2,200	2,270
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	9,967
リース債務の返済による支出	552	521
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	1,434	1,431
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,311	2,756
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2	24
現金及び現金同等物の期首残高	20,860	18,377
現金及び現金同等物の期末残高	1 18,377	1 22,620

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 25社

主要な連結子会社の名称

B X 新生精機株式会社  
文化シャッターサービス株式会社  
B X ゆとりフォーム株式会社  
B X テンパル株式会社  
B X 西山鉄網株式会社  
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD

B X ルーテス株式会社については、2018年4月2日付で新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。また、持分法非適用関連会社であった株式会社エコウッドについては、2018年9月19日付で株式を追加取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。なお、みなし取得日を2018年9月30日としているため、当連結会計年度は2018年10月1日から2019年3月31日の損益計算書を連結している。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

B X 中央工業株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社名

不二サッシ株式会社

EUROWINDOW, JSC.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(B X 中央工業株式会社)及び関連会社(文化シャッター秋田販売株式会社、文化シャッター高岡販売株式会社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外している。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちBX BUNKA VIETNAM Co., Ltd.、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDとその子会社であるSteel-Line Garage Doors Australia Pty Ltd他3社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。なお、当連結会計年度において、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDとその子会社であるSteel-Line Garage Doors Australia Pty Ltd他3社は、決算日を6月30日から12月31日へ変更している。この変更に伴い、当連結会計年度は2018年3月1日から2018年12月31日までの10ヶ月間を連結している。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致している。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用している。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用している。

###### ロ たな卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用している。

製品・仕掛品

主として総平均法

原材料

主として最終仕入原価法

商品・貯蔵品

主として個別法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用している。

（ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。）

なお、主な耐用年数は次の通りである。

建物及び構築物 3～65年

機械装置及び運搬具 3～17年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却している。

###### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

また、顧客関連資産、技術関連資産等は、経済的耐用年数に基づいて償却している。

###### ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

###### ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

###### ハ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

###### ニ 工事損失引当金

工事の完成に伴い発生することが確実な受注工事の損失に備えるため、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する可能性が高い連結会計年度末手持工事のうち、当該超過額を合理的に見積ることが可能となった工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上している。

###### ホ 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社は、役員の退職金支給に備えるため、それぞれの内規に基づく連結会計年度末要支給額全額を計上している。

なお、当社は、2006年6月29日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払うこととしているため、役員退職慰労引当金については、制度廃止以降の繰入れはなく、対象役員の退任時に取り崩すこととしている。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用している。

ロ その他の工事

工事完成基準を適用している。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用している。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下の通りである。

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...商品の輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ハ ヘッジ方針

主として、輸入仕入に係る為替変動リスクを回避するため、外貨建営業債務の残高の範囲内でヘッジを行っている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価している。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却している。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理している。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606 )を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものである。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更している。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が1,112百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が1,084百万円増加している。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が27百万円減少している。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が27百万円減少している。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加している。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載していない。

(連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額は、次の通りである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	37,963百万円	40,877百万円

- 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	7,199百万円	7,688百万円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次の通りである。  
担保資産（工場財団）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
建物及び構築物	375百万円	221百万円
機械装置及び運搬具	87百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	0百万円	- 百万円
土地	525百万円	408百万円
計	988百万円	629百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
長期借入金 (1年以内返済予定額含む)	830百万円	830百万円
計	830百万円	830百万円

4 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高は、次の通りである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形割引高	- 百万円	81百万円
受取手形裏書譲渡高	117百万円	261百万円

5 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次の通りである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	972百万円	1,043百万円
裏書手形	- 百万円	30百万円
支払手形	420百万円	223百万円

6 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次の通りである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
商品及び製品	43百万円	93百万円

7 当社は2017年10月23日付けで、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結している。連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次の通りである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	7,000百万円	7,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	7,000百万円	7,000百万円

## (連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次の通りである。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
13百万円	17百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りである。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
減価償却費	928百万円	1,182百万円
のれん償却額	679百万円	883百万円
貸倒引当金繰入額	16百万円	54百万円
賞与引当金繰入額	1,742百万円	1,819百万円
役員賞与引当金繰入額	98百万円	123百万円
退職給付費用	699百万円	572百万円
役員退職慰労引当金繰入額	37百万円	33百万円
役員報酬・賞与及び給与手当	13,125百万円	14,843百万円

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次の通りである。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
2,115百万円	2,222百万円

4 固定資産売却益の内容は、次の通りである。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
土地	140百万円	-百万円
機械装置及び運搬具	1百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
計	142百万円	0百万円

5 固定資産売却損の内容は、次の通りである。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	7百万円
計	0百万円	7百万円

6 固定資産除却損の内容は、次の通りである。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	19百万円	9百万円
機械装置及び運搬具	2百万円	1百万円
工具、器具及び備品	4百万円	0百万円
無形固定資産のその他	1,746百万円	0百万円
計	1,772百万円	12百万円

7 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

場所	用途	種類
連結子会社BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd. (ベトナム社会主義共和国フンイエン省)	事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品 無形固定資産のその他 投資その他の資産のその他

当社グループは、原則として事業部門別に区分し、将来の使用が見込まれない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしている。

減損損失を計上した事業用資産については、割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（407百万円）として特別損失に計上した。その内訳は、建物及び構築物189百万円、機械装置及び運搬具212百万円、工具、器具及び備品4百万円、無形固定資産のその他0百万円である。

なお、当資産グループの回収可能価額については、近隣の取引事例を参考に正味売却価額を算定している。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項なし。

8 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	22百万円	62百万円
(連結包括利益計算書関係)		
その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額		
	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,788百万円	1,288百万円
組替調整額	-	1
税効果調整前	1,788	1,287
税効果額	537	246
その他有価証券評価差額金	1,251	1,040
為替換算調整勘定：		
当期発生額	140	647
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	133	247
組替調整額	89	122
税効果調整前	222	370
税効果額	68	113
退職給付に係る調整額	153	256
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	82	137
組替調整額	42	45
持分法適用会社に対する持分相当額	39	91
その他の包括利益合計	1,506	2,036



(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	72,196,487	-	-	72,196,487
合計	72,196,487	-	-	72,196,487
自己株式				
普通株式(注)	502,137	888	-	503,025
合計	502,137	888	-	503,025

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加888株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月27日 定時株主総会	普通株式	717	10	2017年3月31日	2017年6月28日
2017年11月7日 取締役会	普通株式	717	10	2017年9月30日	2017年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	717	利益剰余金	10	2018年3月31日	2018年6月27日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	72,196,487	-	-	72,196,487
合計	72,196,487	-	-	72,196,487
自己株式				
普通株式（注）	503,025	56	-	503,081
合計	503,025	56	-	503,081

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加56株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	717	10	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月6日 取締役会	普通株式	717	10	2018年9月30日	2018年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,075	利益剰余金	15	2019年3月31日	2019年6月26日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
現金及び預金勘定	20,017百万円	24,308百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,639	1,688
現金及び現金同等物	18,377	22,620

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳  
前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

株式の取得により新たにArcPac Garage Doors Pty Ltdとその子会社であるSteel-Line Garage Doors Australia Pty Ltd他3社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにArcPac Garage Doors Pty Ltd株式の取得価額とArcPac Garage Doors Pty Ltd取得のための支出（純額）との関係は次の通りである。

流動資産	2,921百万円
固定資産	823
無形資産	3,162
のれん	4,100
流動負債	4,718
固定負債	1,118
株式の取得価額	5,169
新規取得連結子会社に対する貸付金	3,338
現金及び現金同等物	372
差引：取得のための支出	8,135

なお、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得価額の配分額の見直しが反映された後の金額を記載している。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 1,202百万円のうち、623百万円は前連結会計年度に取得したArcPac Garage Doors Pty Ltdの取得原価に価格調整がなされたことにより生じた追加支払額を当連結会計年度に支払ったことによるものである。

株式の取得により新たにルーテス株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにルーテス株式会社株式の取得価額とルーテス株式会社取得のための支出（純額）との関係は次の通りである。

流動資産	802百万円
固定資産	554
のれん	71
流動負債	376
固定負債	252
株式の取得価額	800
現金及び現金同等物	221
差引：取得のための支出	578

株式の取得により新たに株式会社エコウッドを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社エコウッド株式の取得価額と株式会社エコウッド取得のための支出（純額）との関係は次の通りである。

流動資産	740百万円
固定資産	363
流動負債	515
固定負債	97
負ののれん発生益	43
非支配株主持分	146
小計	299
支配獲得時までの既取得価額	114
段階取得に係る差益	57
追加取得価額	128
現金及び現金同等物	284
差引：取得による収入	156

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

財務情報ネットワークシステムにおけるコンピュータ端末機及び工事用車両(「工具、器具及び備品」、「機械装置及び運搬具」)である。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアである。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りである。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項なし。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、シャッター及び建材等の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金を調達している。必要な運転資金を銀行等金融機関からの借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金、設備関係支払手形は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であり、法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等、消費税の未払額である未払消費税等は、そのほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものである。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達である。転換社債型新株予約権付社債は、企業買収に係る資金調達である。受入保証金は、賃貸物件の賃借人から預託された敷金及び営業取引に伴い受け入れている担保金である。これらは、主に固定金利による取引であり、金利変動によるリスクには晒されていない。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.会計方針に関する事項(7)重要なヘッジ会計の方法」を参照。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

デリバティブ取引については、相手取引先を信用性の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識している。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、主に固定金利での借入を行っている。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定め、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っている。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理している。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない(注)2.参照)。

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	20,017	20,017	-
(2)受取手形及び売掛金	45,684	45,684	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	10,869	10,869	-
関連会社株式	4,910	2,962	1,948
(4)破産更生債権等	236		
貸倒引当金(*)	233		
	3	3	-
資産計	81,485	79,536	1,948
(1)支払手形及び買掛金	32,143	32,143	-
(2)短期借入金	11,700	11,700	-
(3)未払法人税等	867	867	-
(4)未払消費税等	705	705	-
(5)設備関係支払手形	71	71	-
(6)長期借入金	3,350	3,342	7
(7)リース債務	1,398	1,401	3
負債計	50,236	50,232	4

(\*)破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	24,308	24,308	-
(2)受取手形及び売掛金	46,356	46,356	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	10,040	10,040	-
関連会社株式	5,044	2,636	2,407
(4)破産更生債権等	237		
貸倒引当金(*)	234		
	2	2	-
資産計	85,753	83,345	2,407
(1)支払手形及び買掛金	33,363	33,363	-
(2)短期借入金	3,556	3,556	-
(3)未払法人税等	2,660	2,660	-
(4)未払消費税等	1,015	1,015	-
(5)設備関係支払手形	99	99	-
(6)転換社債型新株予約権付社債	10,000	10,080	80
(7)長期借入金	1,268	1,265	2
(8)リース債務	1,183	1,185	2
負債計	53,147	53,226	79

(\*)破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっている。

(保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照)

(4)破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等、(5)設備関係支払手形  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(6)転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっている。

(7)長期借入金、(8)リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載している。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式等*1	2,861	3,215
受入敷金保証金等*2	564	573

\*1 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていない。

\*2 賃貸物件における賃借人から預託されている受入敷金保証金等は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていない。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20,017	-	-	-
受取手形及び売掛金	45,684	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	-	-	-
(2)社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券(社債)	-	-	-	-
(2)その他	-	-	-	-
破産更生債権等	-	3	-	-
合計	65,701	3	-	-



当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,308	-	-	-
受取手形及び売掛金	46,356	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	-	-	-
(2)社債	-	-	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券(社債)	-	-	-	-
(2)其他	-	-	-	-
破産更生債権等	-	2	-	-
合計	70,664	2	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	9,500	-	-	-	-	-
長期借入金	2,200	2,200	950	200	-	-
リース債務	481	385	231	132	47	119
合計	12,181	2,585	1,181	332	47	119

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,282	-	-	-	-	-
転換社債型新株 予約権付社債	-	-	-	-	10,000	-
長期借入金	2,273	1,001	244	21	-	-
リース債務	449	296	199	100	39	98
合計	4,006	1,297	443	122	10,039	98

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	10,318	3,518	6,799
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	10,318	3,518	6,799
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	551	560	9
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	551	560	9
合計		10,869	4,079	6,790

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額573百万円)については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,011	3,417	5,594
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9,011	3,417	5,594
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,029	1,119	90
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,029	1,119	90
合計		10,040	4,536	5,503

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額571百万円)については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項なし。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項なし。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

有価証券について減損処理を行ったものはない。なお、減損処理の基準については、時価又は実質価額が取得原価に比べて、50%以上下落した場合には全て減損処理を行っている。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

有価証券について1百万円（その他有価証券の株式1百万円）減損処理を行っている。なお、当該株式の減損処理の基準については、時価又は実質価額が取得原価に比べて、50%以上下落した場合には全て減損処理を行っている。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

該当事項なし。

当連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項なし。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 買建 人民元	買掛金	203	-	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載している。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 買建 人民元	買掛金	126	-	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用している。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度である。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給する。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。

また、当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の企業年金基金に加入し、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表( (3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	22,442百万円	22,657百万円
勤務費用	1,133	1,143
利息費用	21	22
数理計算上の差異の発生額	30	330
退職給付の支払額	910	1,126
退職給付債務の期末残高	22,657	23,028

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表( (3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	6,332百万円	6,431百万円
期待運用収益	63	64
数理計算上の差異の発生額	103	83
事業主からの拠出額	139	138
退職給付の支払額	207	232
年金資産の期末残高	6,431	6,484

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	332百万円	381百万円
退職給付費用	64	112
退職給付の支払額	14	11
新規連結による増加	-	90
退職給付に係る負債の期末残高	381	572

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,687百万円	4,718百万円
年金資産	6,431	6,484
	1,743	1,765
非積立型制度の退職給付債務	18,351	18,881
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,608	17,115
退職給付に係る負債	18,351	18,881
退職給付に係る資産	1,743	1,765
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,608	17,115

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	1,133百万円	1,143百万円
利息費用	21	22
期待運用収益	63	64
数理計算上の差異の費用処理額	283	71
過去勤務費用の費用処理額	194	194
簡便法で計算した退職給付費用	64	112
確定給付制度に係る退職給付費用	1,245	1,091

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りである。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	194百万円	194百万円
数理計算上の差異	416	176
合計	222	370

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	583百万円	388百万円
未認識数理計算上の差異	357	181
合計	941	570

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	- %	- %
株式	24	23
現金及び預金	-	-
生命保険会社の一般勘定	31	32
共同運用資産	45	45
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	0.04% ~ 0.29%	0.13% ~ 0.15%
長期期待運用収益率	1.0%	1.0%
予想昇給率	1.00% ~ 2.58%	1.00% ~ 2.58%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	5,648百万円	5,819百万円
投資有価証券評価損	636	636
賞与引当金	967	1,037
役員退職慰労引当金	199	119
減損損失	57	57
税務上の繰越欠損金(注)1	517	466
貸倒引当金	124	131
その他	512	738
繰延税金資産小計	8,663	9,007
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	-	466
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	1,221
評価性引当額小計	1,800	1,687
繰延税金資産合計	6,863	7,319
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	535	542
その他有価証券評価差額金	1,630	1,385
土地圧縮積立金	13	13
企業結合により識別された無形資産	948	835
その他	143	407
繰延税金負債合計	3,272	3,185
繰延税金資産(負債)の純額	3,590	4,134

なお、前連結会計年度の繰延税金負債は、「注記事項(企業結合等関係)」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが反映された後の金額を記載している。

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金( )	4	24	47	120	49	220	466
評価性引当額	4	24	47	120	49	220	466
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.86%	30.62%
住民税均等割等	3.14	1.44
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.80	1.25
評価性引当額	3.57	0.57
繰越欠損金	0.03	0.46
持分法による投資利益	4.28	2.06
持分法適用会社の留保利益	1.02	0.16
法人税額の特別控除額	0.48	1.00
のれん償却額	3.77	2.49
子会社株式取得関連費用	1.84	0.31
その他	0.28	0.67
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.49	32.85

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2018年3月1日に行われたBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD(旧社名: ArcPac Garage Doors Pty Ltd)との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度に確定している。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映されており、主として、無形固定資産のその他に3,162百万円、繰延税金負債に948百万円が配分された結果、前連結会計年度末ののれん6,445百万円は、2,345百万円減少し、4,100百万円となっている。

## 取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ルーテス株式会社  
事業の内容 スチールドアの製造販売

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社は、基幹事業の中核を担うドア事業を拡大するために従来より、グループ内におけるドア製品の生産・供給体制の強化を推し進めている。そして今回、全株式を譲受するルーテス株式会社は、1967年の創業以来、50年以上にわたって主にマンションやホテル向けスチールドアの製造販売を行ってきた技術力と実績のある会社である。

当社はこのたびのルーテス株式会社の株式取得により、ドアのバリエーション拡充と安定したスチールドアの供給・受注体制の強化に繋げていく。

#### (3) 企業結合日

2018年4月2日

#### (4) 企業結合の法的形式

株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

B Xルーテス株式会社

#### (6) 取得した議決権比率

100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したため。

### 2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2018年4月1日から2019年3月31日まで

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	800百万円
取得原価		800

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 57百万円

### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

#### (1) 発生したのれん

71百万円

#### (2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上している。

#### (3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	802百万円
固定資産	554
資産合計	1,357
流動負債	376
固定負債	252
負債合計	628



(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)  
資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)  
資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)  
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)  
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、地域別に支店を置き、取り扱う製品・サービスについて各地域での包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。取締役会は、製品・サービス区分による事業業績の報告をもとに経営に関する意思決定を行っている。

したがって、当社グループは、製品・サービス別のセグメントから構成されており、「シャッター関連製品事業」、「建材関連製品事業」、「サービス事業」及び「リフォーム事業」の4つを報告セグメントとしている。

「シャッター関連製品事業」は、工場・倉庫向けシャッター、店舗向けシャッター等を生産・販売している。「建材関連製品事業」は、ビル・マンション用ドア、学校用パーティション、住宅用ドア・エクステリア等を生産・販売している。「サービス事業」は、既設シャッター・建材の保守及び修理を行っている。「リフォーム事業」は、住宅の増改築及び住宅設備の取り替え・補修を行っている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	シャッター 関連製品 事業	建材関連 製品事業	サービス 事業	リフォーム 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	51,922	71,892	19,711	8,072	151,599	3,916	155,515	-	155,515
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,898	32	856	344	5,131	181	5,312	5,312	-
計	55,821	71,924	20,567	8,417	156,730	4,097	160,828	5,312	155,515
セグメント利益	5,604	1,727	2,285	207	9,824	191	10,015	3,214	6,801
セグメント資産	53,205	56,961	14,657	1,830	126,655	3,016	129,671	24,106	153,778
その他の項目									
減価償却費 (注) 4	972	926	100	26	2,025	111	2,137	580	2,717
のれん償却額	-	679	-	-	679	-	679	-	679
持分法投資利 益	-	771	-	-	771	-	771	-	771
持分法適用会 社への投資額	-	6,995	-	-	6,995	-	6,995	-	6,995
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額 (注) 4	1,182	2,206	355	8	3,752	362	4,115	561	4,676

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電システム事業、止水事業、不動産賃貸事業、家具製造販売事業、保険代理店事業、建築設計事業等を含んでいる。

2. 調整額は以下の通りである。

(1)セグメント利益の調整額 3,214百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,211百万円、セグメント間取引消去 3百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る一般管理費である。

(2)セグメント資産の調整額24,106百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産25,214百万円、セグメント間取引消去 1,107百万円が含まれている。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門等に係る資産である。

(3)その他の項目の減価償却費の調整額580百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費である。有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額561百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る増加額である。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

4. その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用に係る金額が含まれている。

5. 当連結会計年度の期首より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を適用しており、また、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度については遡及適用後の数値を記載している。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	シャッター 関連製品 事業	建材関連 製品事業	サービス 事業	リフォーム 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	64,608	75,551	23,477	6,955	170,592	4,069	174,661	-	174,661
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	4,521	37	629	6	5,195	242	5,438	5,438	-
計	69,129	75,588	24,107	6,962	175,787	4,311	180,099	5,438	174,661
セグメント利益	7,872	1,155	3,843	86	12,957	231	13,188	3,386	9,801
セグメント資産	55,303	59,943	16,930	1,770	133,947	2,887	136,835	25,249	162,085
その他の項目									
減価償却費 (注) 4	1,050	1,013	114	24	2,202	118	2,321	762	3,084
のれん償却額	189	693	-	-	883	-	883	-	883
持分法投資利 益	-	732	-	-	732	-	732	-	732
持分法適用会 社への投資額	-	7,599	-	-	7,599	-	7,599	-	7,599
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額 (注) 4	1,205	1,646	146	7	3,006	53	3,060	195	3,255

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電システム事業、止水事業、不動産賃貸事業、家具製造販売事業、保険代理店事業、建築設計事業等を含んでいる。

2. 調整額は以下の通りである。

(1)セグメント利益の調整額 3,386百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,383百万円、セグメント間取引消去 3百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る一般管理費である。

(2)セグメント資産の調整額25,249百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産27,425百万円、セグメント間取引消去 2,176百万円が含まれている。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門等に係る資産である。

(3)その他の項目の減価償却費の調整額762百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費である。有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額195百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る増加額である。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

4. その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用に係る金額が含まれている。

【関連情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

（単位：百万円）

	シャッター 関連製品 事業	建材関連 製品事業	サービス 事業	リフォーム 事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	227	179	-	-	-	-	407

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項なし。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

（単位：百万円）

	シャッター 関連製品 事業	建材関連 製品事業	サービス 事業	リフォーム 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	679	-	-	-	-	679
当期末残高	4,100	1,695	-	-	-	-	5,796

（注）上記のセグメント情報は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示している。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：百万円）

	シャッター 関連製品 事業	建材関連 製品事業	サービス 事業	リフォーム 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	189	693	-	-	-	-	883
当期末残高	4,173	1,073	-	-	-	-	5,246

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項なし。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

「建材関連製品事業」において、持分法非適用関連会社であった株式会社エコウッドの株式を追加取得し、連結の範囲に含めたことにより、負ののれん発生益を43百万円計上している。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
非連結子 会社	Steel- Line Garage Doors Australia Pty Ltd	オースト ラリア連 邦 クイーン ズランド 州	千AUD 1,583	ガレージ ドアの製 造販売	(所有) 間接 100.0	資金の援 助	資金の貸付 (注)3	3,338 (注)2	-	-
							利息の受取 (注)3	5 (注)2		
関連会社	不二サッ シ株式会 社	神奈川県 川崎市 幸区	1,709	ビル建材 品・住宅 建材品・ アルミ形 材の製造 及び販売	(所有) 直接 23.5	当社グ ループ製 品の販売	当社グル ープ製品 の販売 (注)4	1,427	受取手 形及び 売掛金	510

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていない。期末残高には消費税等が含まれている。

2. 当社は、2018年3月1日付でBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD（旧社名：ArcPac Garage Doors Pty Ltd）の株式を取得したことにより、2018年3月31日をみなし取得日として同社とその子会社であるSteel-Line Garage Doors Australia Pty Ltd他3社を連結対象としている。上記は、みなし取得日までの期間の取引金額を記載しており、期末残高は連結貸借対照表上消去しているため、記載していない。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
資金の貸付については、市場金利を勘案して決定している。なお、担保は受け入れていない。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
当社グループ製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定している。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	不二サッシ株式会社	神奈川県川崎市幸区	1,709	ビル建材品・住宅建材品・アルミ型材の製造及び販売	(所有) 直接 23.5	当社グループ製品の販売	当社グループ製品の販売	1,503	受取手形及び売掛金	462

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていない。期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社グループ製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項なし。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項なし。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は不二サッシ株式会社であり、その要約連結財務諸表は以下の通りである。

(単位：百万円)

	不二サッシ株式会社	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	53,493	53,437
固定資産合計	37,451	37,063
流動負債合計	45,991	44,648
固定負債合計	25,633	26,128
純資産合計	19,320	19,724
売上高	98,137	98,254
税金等調整前当期純利益	2,130	676
親会社株主に帰属する当期純利益	1,639	615

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	979.11円	1,032.44円
1株当たり当期純利益	44.57円	101.74円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	94.81円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りである。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,195	7,294
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益(百万円)	3,195	7,294
普通株式の期中平均株式数(株)	71,693,850	71,693,435
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	5,242,361
(うち転換社債型新株予約権付社債 (株))	( - )	( 5,242,361 )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	-	-

## ( 重要な後発事象 )

該当事項なし。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当社	2023年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債(注)1	2018.9.13	-	10,000	-	無	2023.9.13
合計	-	-	-	10,000	-	-	-

(注)1. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次の通りである。

銘柄	2023年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円) 2	1,040
発行価額の総額(百万円)	10,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2018年9月27日 至 2023年8月30日

1. なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとする。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなす。

2. 2019年6月25日開催の定時株主総会において期末配当金を1株につき15円とする剰余金配当案が承認可決され、2019年3月期の年間配当金が1株につき25円と決定されたことに伴い、本新株予約権付社債の要項の転換価額調整条項に従い、2019年4月1日に遡って転換価額を1,040円から1,033.4円に調整している。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下の通りである。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
-	-	-	-	10,000



【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,500	1,282	0.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,200	2,273	0.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	481	449	2.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,350	1,268	0.2	2020年4月～ 2023年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	916	733	2.3	2020年4月～ 2029年2月
その他有利子負債(預り営業保証金)	428	435	0.9	-
合計	16,876	6,443	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,001	244	21	-
リース債務	296	199	100	39

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	32,159	72,890	119,863	174,661
税金等調整前四半期(当期) 純利益又は税金等調整前四半 期純損失( )(百万円)	177	1,834	5,865	10,882
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株 主に帰属する四半期純損失 ( )(百万円)	318	934	3,470	7,294
1株当たり四半期(当期)純 利益又は1株当たり四半期純 損失( )(円)	4.45	13.03	48.41	101.74

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ( )(円)	4.45	17.47	35.38	53.33

(注) 第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第1四半期の関連する四半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しは反映された後の数値を記載している。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	6,781	9,834
受取手形	2 10,828	2 10,569
電子記録債権	2 4,388	2 4,672
売掛金	2 22,039	2 21,156
商品及び製品	9,694	11,432
仕掛品	424	532
原材料及び貯蔵品	1,952	2,105
前渡金	1,718	2,289
前払費用	297	320
未収入金	2 646	2 520
短期貸付金	2 3,550	2 702
立替金	2 69	2 76
その他	2 21	2 17
貸倒引当金	49	42
<b>流動資産合計</b>	<b>62,365</b>	<b>64,189</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1 6,659	1 6,404
構築物	1 468	1 457
機械及び装置	2,789	2,339
車両運搬具	32	28
工具、器具及び備品	416	420
土地	1 7,866	1 7,918
リース資産	817	667
建設仮勘定	138	308
<b>有形固定資産合計</b>	<b>19,188</b>	<b>18,545</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	231	1,299
借地権	100	105
電話加入権	131	131
リース資産	64	41
その他	1,085	398
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,613</b>	<b>1,976</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	11,112	10,264
関係会社株式	20,800	22,461
出資金	17	17
長期貸付金	2 3,125	2 6,225
破産更生債権等	176	182
長期前払費用	31	28
差入保証金	33	26
事業保険積立金	684	685
敷金	712	721
繰延税金資産	3,008	3,263
前払年金費用	282	449
その他	280	280
貸倒引当金	842	1,032
投資損失引当金	66	120
投資その他の資産合計	39,356	43,455
<b>固定資産合計</b>	<b>60,158</b>	<b>63,977</b>
<b>資産合計</b>	<b>122,524</b>	<b>128,166</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	2 7,499	2 7,655
電子記録債務	2 12,100	2 12,456
買掛金	2 6,442	2 6,644
短期借入金	1 11,500	1 3,000
リース債務	383	355
未払金	421	2 250
未払法人税等	111	1,449
未払消費税等	272	537
未払費用	2 4,159	2 4,553
前受金	1,876	2,608
預り金	2 182	2 204
賞与引当金	1,857	1,980
役員賞与引当金	80	100
工事損失引当金	57	115
設備関係支払手形	19	88
流動負債合計	46,964	41,999
<b>固定負債</b>		
転換社債型新株予約権付社債	-	10,000
長期借入金	1 2,750	1 750
リース債務	585	426
退職給付引当金	13,049	12,919
役員退職慰労引当金	385	112
受入保証金	2 526	2 534
長期前受収益	2	9
資産除去債務	45	46
固定負債合計	17,345	24,799
<b>負債合計</b>	<b>64,309</b>	<b>66,798</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	15,051	15,051
資本剰余金		
資本準備金	9,151	9,151
その他資本剰余金	3,151	3,151
資本剰余金合計	12,302	12,302
利益剰余金		
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	31	31
別途積立金	23,000	24,000
繰越利益剰余金	2,916	6,097
利益剰余金合計	25,948	30,128
自己株式	151	151
株主資本合計	53,151	57,331
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,062	4,036
評価・換算差額等合計	5,062	4,036
純資産合計	58,214	61,367
負債純資産合計	122,524	128,166

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	1 114,215	1 118,133
売上原価		
商品期首たな卸高	2,884	2,964
製品期首たな卸高	5,111	6,729
当期製品製造原価	1 34,847	1 35,667
取付経費	1 20,116	1 21,597
当期商品仕入高	1 35,187	1 35,337
合計	98,148	102,296
他勘定振替高	2 33	2 52
商品期末たな卸高	2,964	3,903
製品期末たな卸高	6,729	7,529
売上原価合計	88,420	90,810
売上総利益	25,795	27,322
販売費及び一般管理費	1, 3 21,318	1, 3 21,631
営業利益	4,477	5,690
営業外収益		
受取利息	1 42	1 105
受取配当金	1 1,833	1 2,027
投資損失引当金戻入額	111	-
その他	1 252	1 229
営業外収益合計	2,239	2,363
営業外費用		
支払利息	1 45	1 45
為替差損	168	71
子会社清算損	91	-
貸倒引当金繰入額	122	183
投資損失引当金繰入額	-	53
その他	1 165	1 181
営業外費用合計	593	534
経常利益	6,123	7,519
特別利益		
固定資産売却益	4 141	4 0
特別利益合計	141	0
特別損失		
固定資産売却損	-	5 3
固定資産除却損	6 1,754	6 10
貸倒引当金繰入額	358	-
特別損失合計	2,112	13
税引前当期純利益	4,151	7,505
法人税、住民税及び事業税	936	1,906
法人税等調整額	205	14
法人税等合計	1,141	1,891
当期純利益	3,009	5,614

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,051	9,151	3,151	12,302	31	19,000	5,341	24,373	150	51,577
当期変動額										
別途積立金の積立						4,000	4,000	-		-
剰余金の配当							1,434	1,434		1,434
当期純利益							3,009	3,009		3,009
自己株式の取得									0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	4,000	2,424	1,575	0	1,574
当期末残高	15,051	9,151	3,151	12,302	31	23,000	2,916	25,948	151	53,151

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,825	3,825	55,402
当期変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			1,434
当期純利益			3,009
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,237	1,237	1,237
当期変動額合計	1,237	1,237	2,811
当期末残高	5,062	5,062	58,214

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,051	9,151	3,151	12,302	31	23,000	2,916	25,948	151	53,151
当期変動額										
別途積立金の積立						1,000	1,000	-		-
剰余金の配当							1,434	1,434		1,434
当期純利益							5,614	5,614		5,614
自己株式の取得									0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,000	3,180	4,180	0	4,180
当期末残高	15,051	9,151	3,151	12,302	31	24,000	6,097	30,128	151	57,331

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,062	5,062	58,214
当期変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			1,434
当期純利益			5,614
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,026	1,026	1,026
当期変動額合計	1,026	1,026	3,153
当期末残高	4,036	4,036	61,367

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法を採用している。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用している。

時価のないもの……総平均法による原価法を採用している。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用している。

商品、貯蔵品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用している。

原材料……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用している。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用している。

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用している。）

なお、主な耐用年数は以下の通りである。

建物 3年～65年

機械及び装置 3年～17年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却している。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該関係会社の資産内容等を勘案して計上している。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(5) 工事損失引当金

工事の完成に伴い発生することが確実な受注工事の損失に備えるため、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する可能性が高い事業年度末手持工事のうち、当該超過額を合理的に見積ることが可能となった工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上している。



(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額全額を計上している。

なお、2006年6月29日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払うこととしているため、役員退職慰労引当金については、制度廃止以降の繰入れはなく、対象役員の退任時に取り崩すこととしている。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の工事

工事完成基準

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理している。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更している。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」694百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,008百万円に含めて表示している。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産(工場財団)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
土地	408百万円	408百万円
建物	237百万円	220百万円
構築物	0百万円	0百万円
計	646百万円	629百万円

担保に係る債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
長期借入金 (1年以内返済予定額を含む)	830百万円	830百万円
計	830百万円	830百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	5,700百万円	2,788百万円
長期金銭債権	3,011百万円	6,111百万円
短期金銭債務	4,477百万円	4,801百万円
長期金銭債務	30百万円	33百万円

3 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。期末日満期手形の金額は、次の通りである。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	805百万円	803百万円
電子記録債権	103百万円	81百万円

4 当社は2017年10月23日付けで、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結している。事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次の通りである。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	7,000百万円	7,000百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	7,000百万円	7,000百万円

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	7,942百万円	8,653百万円
仕入高	20,626百万円	21,676百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,731百万円	1,957百万円

## 2 他勘定振替高の内訳は、次の通りである。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
有償支給	18百万円	39百万円
販売促進費	1百万円	1百万円
研究開発費他	13百万円	12百万円
計	33百万円	52百万円

## 3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度75%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度25%である。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りである。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
減価償却費	636百万円	692百万円
貸倒引当金繰入額	12百万円	27百万円
賞与引当金繰入額	1,244百万円	1,298百万円
役員賞与引当金繰入額	80百万円	100百万円
退職給付費用	468百万円	352百万円
役員報酬・賞与及び給与手当	8,384百万円	8,697百万円

## 4 固定資産売却益の内容は、次の通りである。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
土地	140百万円	-百万円
機械及び装置	0百万円	-百万円
車両運搬具	-百万円	0百万円
計	141百万円	0百万円

## 5 固定資産売却損の内容は、次の通りである。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
車両運搬具	-百万円	3百万円
計	-百万円	3百万円

## 6 固定資産除却損の内容は、次の通りである。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物他	9百万円	10百万円
無形固定資産のその他	1,745百万円	0百万円
計	1,754百万円	10百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式  
前事業年度(2018年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	1,033	2,962	1,928
合計	1,033	2,962	1,928

当事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	1,033	2,636	1,602
合計	1,033	2,636	1,602

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額  
(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	17,748	19,524
関連会社株式	2,017	1,903

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていない。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2018年 3月31日 )	当事業年度 ( 2019年 3月31日 )
繰延税金資産		
退職給付引当金	3,995百万円	3,955百万円
投資有価証券評価損	877	877
賞与引当金	568	606
貸倒引当金	272	328
投資損失引当金	20	36
未払事業税	49	116
役員退職慰労引当金	118	34
減損損失	56	56
その他有価証券評価差額金	2	26
その他	228	234
繰延税金資産小計	6,189	6,274
評価性引当額	1,496	1,514
繰延税金資産合計	4,693	4,759
繰延税金負債		
前払年金費用	86	137
その他有価証券評価差額金	1,578	1,338
土地圧縮積立金	13	13
その他	5	5
繰延税金負債合計	1,684	1,495
繰延税金資産の純額	3,008	3,263

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2018年 3月31日 )	当事業年度 ( 2019年 3月31日 )
法定実効税率	30.86%	30.62%
( 調整 )		
住民税均等割等	3.23	1.53
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.17	1.46
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.10	7.30
評価性引当額	2.57	0.24
法人税額の特別控除額	0.25	1.24
その他	0.02	0.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.50	25.19

( 企業結合等関係 )

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略している。

( 重要な後発事象 )

該当事項なし。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	6,659	105	8	351	6,404	11,407
	構築物	468	28	0	39	457	1,581
	機械及び装置	2,789	147	0	596	2,339	9,891
	車両運搬具	32	19	11	11	28	94
	工具、器具及び備品	416	196	0	191	420	3,927
	土地	7,866	51	-	-	7,918	-
	リース資産	817	208	0	358	667	770
	建設仮勘定	138	499	329	-	308	-
	計	19,188	1,257	351	1,548	18,545	27,674
無形固定資産	ソフトウェア	231	1,270	-	202	1,299	-
	借地権	100	5	-	-	105	-
	電話加入権	131	-	-	-	131	-
	リース資産	64	-	-	22	41	-
	その他	1,085	619	1,300	5	398	-
	計	1,613	1,895	1,300	231	1,976	-

(注) 1. 「ソフトウェア」の「当期増加額」の主なものは、次期情報システム開発費用1,135百万円である。

2. 「その他(ソフトウェア仮勘定)」の「当期減少額」の主なものは、次期情報システム開発費用1,135百万円である。

3. 「機械及び装置」及び「有形固定資産計」の「減価償却累計額」には、減損損失累計額0百万円が含まれている。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	891	270	87	1,074
投資損失引当金	66	53	-	120
賞与引当金	1,857	1,980	1,857	1,980
役員賞与引当金	80	100	80	100
工事損失引当金	57	73	15	115
役員退職慰労引当金	385	-	273	112

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.bunka-s.co.jp/">http://www.bunka-s.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、単元未満株式の売渡請求をすることができる権利以外の権利を有していない。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第72期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2018年6月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第73期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月7日関東財務局長に提出  
（第73期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月6日関東財務局長に提出  
（第73期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月5日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
2018年6月28日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書である。
- (5) 臨時報告書  
2018年8月28日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号（2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行）に基づく臨時報告書である。
- (6) 臨時報告書の訂正報告書  
2018年8月29日関東財務局長に提出  
2018年8月28日提出の臨時報告書（2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行）に係わる訂正報告書である。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月25日

文化シャッター株式会社

取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北山 千里 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕子 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 早崎 信 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている文化シャッター株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シャッター株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、文化シャッター株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、文化シャッター株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

文化シャッター株式会社

取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北山 千里 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕子 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 早崎 信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている文化シャッター株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シャッター株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていない。